

平成29年第3回定例会議事日程（第3号）

平成29年9月20日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

梅 津 義 信 議 員

岸 本 加代子 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

山 本 定 生 議 員

中 家 章 智 議 員

是 石 利 彦 議 員

平成29年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成29年9月20日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月20日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、おはようございます。会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言して下さい。また、不適當発言、不規則発言に注意をいただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いします。

質問議員は、持ち時間を有効に使い通告からそれない明確な質問を行うようお願いいたします。

また、答弁は質問に対して通告にフィットした答弁を行い、また、やたらに時間を使った答弁はしないようにしてください。

傍聴者にもお願いします。規則上、拍手、発言は禁止されております。傍聴席での発言等はしないようにしてください。規則に違反された方は退室をお願いすることになりますので、了解をお願いします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても、先ほど述べたように、効率的な議事運営への協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されておりますので、消費時間を確認し、厳守してください。

それでは、梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議席番号、4番席、梅津です。

さきに通告した一般通告に沿ってただいまより、一般質問を行いたいと思います。

台風18号も、警戒した割には本町においては、大きな被害もなく大変安堵しております。

吉富町においては、この数年については、さきの朝倉、東峰村等であったような災害にも見舞われることなく過ごしてまいりましたが、また、今度の18号も24年ぶりということで、非常に警戒されたわけですが、そういうことがなくて大変安堵しているということは、初めに申したとおりです。

そのことを踏まえながら、質問に入っていきたいと思います。

安全安心な町創りについてということで、昨年の3月議会において、私は同じような質問で、豪雨、満潮、ダムの放流が重なった場合に危険な状態になりやすいと思います、というところで質問をいたしました。

その際、総務課長のほうから、現在、越水での被害想定はありませんと、しかし、先般の常総市のように越水のみならず水が堤防にしみ込み、堤防を壊す複合的な要因でも堤防決壊の原因になることから、現在、山国川流域においても、このような原因による堤防決壊時の浸水想定を行っており、本年7月結果が発表されることになっていきますと、本町においても、そのシミュレーション結果を周知、啓発するとともに、防災、避難訓練等にその結果に即した訓練を行いたいと考えてます、というような御答弁をいただきましたけれども、7月に出るはずのそのあれが出ずに延び延びになっておるといふふうに聞いておりましたけれども、本年ようやくそれが出たというふうに聞いたので、昨年の3月に行った質問を追跡質問という形で、今回取り上げた次第です。

そのほかにも、私はこの場で言ったのが昭和18年の浸水のときには、今の憩いのやかたの旧10号線ですか、これがなかったから水がはけたんですけど、あれがあるがために、一たび浸水してしまうと、私の住む幸子地区、広津上地区ですか、あの辺は池の底みたいになって、大変危険な状態になるというふうに常々私は心配しているところです。

そのことをしながら、具体的に質問を今からしていきたいと思います。

1番、新たな山国川水系洪水浸水想定図について御説明をお願いしたい。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

平成27年5月に水防法が改正され、これに基づき山国川水系に係る洪水浸水想定区域等の見直しが行われ、山国川河川事務所が既にホームページなどで公表をしております。公表は、ことしの3月29日に公表をしております。

この洪水浸水想定区域の見直しは、近年短時間強雨等の発生頻度が増加し、想定を超える大規模な氾濫、水害がふえており、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を策定したものであります。

シミュレーションの結果の詳細についてですが、これまでは100年に一度の確率における浸水想定では、吉富町においては、山国川の水位上昇による浸水想定はないとされておりましたが、

今回は、23万年に一度という確率の悪条件が重なった状態での浸水想定となっており、9時間で528ミリの雨が、下唐原水位観測所付近に降るという想定になっています。

この条件下においては、山国川に接する地域のほとんどが浸水し、吉富町においても、町域5.72平方キロのうち、45%にも上る2.6平方キロメートルが浸水する見込みとなっております。役場庁舎におきましても、浸水深が4メートルと想定をされております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 23万年に一度とおっしゃられたけれど、梅雨前線のときに、線状降水帯ですか、朝倉で起こったようなことは、23万年というふうな数字で聞くと、そんなおまえというような思いがあるかもしれんけど、決して私はいろんなことが重なればない事象ではないと思っていますので、新たなことし出たやつが、今ホームページに公表されているということですけども、これが出たことを受けとめて、これからも減災防災に努めたいと思います。

それで、2番目、どのように新たな想定図を周知、啓発するのですかということでございます。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今後ハザードマップ等を作成し、周知、啓発を行いたいというふうに考えております。

しかし、現在、この山国川の浸水想定を受けて、佐井川においても、福岡県が想定最大規模の降雨による新たな浸水想定を行っております。その結果が出た後に、山国川と佐井川の浸水想定を重ねたハザードマップを作成したいというふうに思っております。

ただし、先ほども示したとおり、想定最大規模の降雨によるシミュレーションということで、23万年に一度という確率の条件で算出されたものでありますので、やみくもに不安をあおることがないように、諸条件等をきちんと示した上でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） いたずらに町民に不安を、ちょっと雨が降れば浸水するんじゃないかという不安を与えるのは、大変行政を預かる方々としては、心せつないものがあると思いますけれども、先ほど申したように、朝倉、東峰でのあの被害を見たときに、この吉富町においても、繰り返しますけども、梅雨前線に伴った線状降水帯ですか、一度に大雨が降ってくるわけです。そのときに、ダムของ放流とか、満潮とか重なれば、決してあり得ないことではないというふうに、我々は肝に銘じないといけないと思います。

それで、次の質問に移ります。防災、避難訓練等でどのように新たな想定図に即した訓練を行

いますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

新たな想定図に即した防災、避難訓練についてであります。今回出された23万年に一度のシミュレーションの想定に基づく訓練を行うかどうかは、今現在検討しております。

このシミュレーションの結果をどの程度、避難訓練等に反映させるかについては、今後国や県、近隣市町村等との協議の上で検討してまいります。住民の皆様には、防災パンフレットやハザードマップなどによって、こういった条件で雨が降り続いた場合は、どのあたりまで、どの程度浸水する可能性があるということについて、防災訓練等の機会にお知らせできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） このことの3番目ですが、細かな質問したいと思います。

本町のいわゆる防災訓練で、私、夜間でもわかるような、道路の交通整理の方がしているみたいな、ああいうのはあるように見受けるんですけど、もう浸水対策を考えたら、救命者が着るような空気が入ったやつ、ああいうのが要るんじゃないかと思うんです。

なぜかという、もし、水があふれてきたら溺れてしまうから、なおかつもう一点言わせてもらえば、平場では総務課長に言ったんですけど、大きいから無理だと言われたんですけど、救命ボートみたいなやつ一つぐらい、底になるような公民館のところには、物が大きいんで、町のほうで一つぐらい救命ボートですか、もし浸水してきたときに、お年寄りなんか乗せられるみたいな、そういうような備えもする必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、お考えを伺います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、洪水が起こる前に、町のほうで避難をしてくださいという呼びかけをいたしますので、その前にぜひ安全な場所に避難をしていただきたいというふうに思います。

それはフォーユー会館であったり、いろんな高いところの施設になるかと思うんですが、家の2階でも構いませんので、まず避難をしていただきたいと思います。

その後に救命ボートなりで、災害がある程度治まった時点で救命ボートなりで、救助に行くということになると思います。これは専門的な消防なり、自衛隊なりがする仕事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） まず、逃げるのが大事で、救命ボートの用意は専門的な消防隊あたりがするから、町ですることは考えてないというふうに理解しました。

では、防災で用意して、先ほど言いました、よく水難事故に遭った人が着る空気が入ったようなやつがあるやないですか、（「救命胴衣」と呼ぶ者あり）救命胴衣ですか、あれの備えはどうでしょうか。お考えをお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 救命胴衣につきましては、消防団の消防車の中に、全員分じゃないんですけども、何着か準備をしております。それで対応するようにしております。

職員には、今現在そういったものはありません。消防団には配布をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。これ今3回ですから。

○議員（4番 梅津 義信君） はい、これで最後です。

消防団の自動車にあるけれども、全員にはないですと、職員には配布してないですと言ったんですかね。ぜひ、備えあれば憂いなしで、ある程度の枚数を備えてはいかがかなというふうに提案したいと思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

洪水が起こっているときに、職員が外に出るということは余り想定しておりません。治まったときに、見る、回るということはあると思いますけども、その時点に出るということは想定しておりませんので、職員がそういった防具をつけるということは、今のところ想定しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 答え要らないですけども、私が言いたかったのは、逃げおくれた方なんかのためにも、そういうのが備えあれば憂いなしというところで、何枚か自主防災のほうでも用意するようなことを試みてはどうかという形だったんですけども、3回超えたので、この辺はまたいつかのときに聞いてまいりたいと思います。

大きな2番で、自転車の活用によるまちづくりを提案という項で質問していきたいと思います。

コンパクトな町に暮らす吉富町民にとって、環境に優しく、健康にもよい自転車は町内の移動にとどまらず、中津市の中心市街地への交通手段としても有効です。

私自身、今、駅に行くときに自転車で行くように、去年ですかね、変えたところ体重が3キロぐらい落ちまして、ウエストのほうも7センチぐらい縮まりました。

自転車というのは、先ほど言いましたように、体によい、健康によい交通手段としての乗り物だなというふうに、身をもって感じているところです。

町のホームページ、あるいは広報等で皆さん御承知と思うんですけども、京築遊歩チャリですか、こういう試みも京築でやられているようです。

秋のすがすがしい、きょうはちょっとどんよりして天気じゃないんですけども、自転車で回る。本町においても、例えば吉富駅に降り立って、町外の方が自転車に乗って吉富町の古表神社、あるいは古表神社に行く前の河川、堤防って緑を見ながら、ずっと吉富漁港までに行くみたいな、非常に景観のいいところがあるのではないかと感じています。

そのことを前置きとして、質問に入りたいと思います。

1番、町として、自転車の活用についてどのようにお考えですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

本町は医療機関、商業施設、学校、その他公共施設が集約されたコンパクトな町であります。

通学、通院や買い物などの日常生活における交通手段として、自転車の活用は有効であると考えおります。

国においても、本年5月1日に、自転車活用推進法が施行され、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することとしており、自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な措置を定めた自転車活用推進計画の策定を進めております。

現在、町内では、生活道路や通学路での歩行者や自転車の安全な交通を確保するため、平成25年11月に吉富小学校及び吉富駅周辺地区がゾーン30区域として指定されております。

このように自転車の活用を推進するためには、自転車等事故対策として、町内各地域において、安心して通行できる道路空間の整備のほか、駐輪場の整備、放置自転車対策、自転車利用ルールの周知、啓発によるマナーの向上など、総合的な自転車利用環境の整備が必要となります。

今後自転車の活用を検討するに当たり、住みよいまちづくりの取り組みとして、関係部署と連携して協議を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今の1番のところ、私の補足質問として、町として活用を聞いた後に、利用者に正しい利用方法なんかを考えますかと聞こうと思ったんです。今答弁で言われたので、その補足的な質問は、割愛させていただきたいと思います。

同時に総務の担当のほうで、私が質問するまでもなく、そのことは考えていてくれることに非常に喜びを持っています。

2番目に移りたいと思います。

高齢者の運転免許証自主返納支援として、自転車（三輪車を含む）購入費補助を提案したい。

いつかの一般質問でも高齢者の事故が多いので、返納のための支援をしていただけないかということで質問したんですけども、なかなか自動車なくなると動けないというお声を聞きながら、また、それについては、100円巡回バス等あるいは乗り合いタクシーなんかを利用してくれというお答えだったんですけども、それと別個、まだ足腰は丈夫だけれども、用心のためにもう自動車は乗らないという人の背中を押す意味でも、このような提案、高齢者の運転免許証自主返納支援として、このような自転車（三輪車を含む）購入費の補助を提案したいというふうに思います。お考えはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

運転免許証の自主返納制度は加齢に伴う視力や体力、判断力の低下などにより、運転に不安を感じている方が自主的に免許証を返納することができる制度です。

町内移動の交通手段として、自転車の利用は有効と考えますが、道路交通においては、交通の危険性を伴いますので、自転車の運転と同様に危険の察知や回避など安全運転に細心の注意を払っていただく必要があります。そのような理由から高齢者の運転免許証自主返納支援として、自転車の購入補助は考えておりません。

なお、本町では、来月から巡回バス事業のダイヤ改正を行い、医療機関や商業施設等への、バス停新設や車両の更新など、利用環境の改善及び利便性の向上を図っております。

運転免許証の返納理由に鑑み、免許証を返納をされた方には、ぜひ本町巡回バスや築上東部乗合タクシーを御利用いただければと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 担当課の答弁を聞きますと、アクセルの踏み違いを起すような高齢の方が、自転車に乗ることはなお危ないというふうにどうしても聞えてしまうんですけども、難しいでしょうけども、今のお年寄りというのは、元気な方が多いです。アクセルの踏み違いを起す事例というのも、先ほどの32万の1よりもっと高いのかもわかんないんですけど、そのことで、まだ元気な方が補助もあることだし免許証返すかと、ちょっと自転車で行くぐらいは自転車で行こうかというふうな考えにもなっていたいただければ、高齢者の健康促進にもなるし、また、免許証返納という、一石二鳥と私は考えてこの質問をしているわけです。

議会のほうで、議案をとり入れたときに、即刻否決するのではなくて、継続的な意味合いを持ちまして、ぜひ担当課には、悪い意味では過去にもいただいた答弁として、そのことについては

検討してまいりたいと思いますという、いわゆる崇高な答弁の言葉もありますので、先ほど言われたその件については考えていませんというのは、議案でいえば即刻否決なので、継続という意味も込めて、検討していただけないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 運転免許証の自主返納というのは先ほども申し上げましたとおり、本人が加齢による視力や体力、判断力の低下などにより、運転に不安を感じたときにするものでございますので、そういった方が自転車に乗るということは、やはり不安ではないかというふうに思いますので、その補助は考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） そうなって返納したら遅いじゃないですか。余力を持って一流打者は引退するんです、スポーツ選手は。

まだ運転できるけれども、免許は返さないと、もうだめだよと、あらかのうお前は田んぼに突っ込みそうになったよというときに返そうじゃ、私は危ないと思います。

そのことを重ねて言って、もう一回検討していただけないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

運転に自信のある方は返納しなくてもいいんじゃないかなというふうに思います。

運転するのが不安に思ったときに、早目にさせていただくのはそれでいいかなと思いますが、まだ運転に自信のある方は運転をしてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） もう3回いったよ。はい、梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） この答と要らない、もう認められないんですけど、大きく担当課とは、私意見が相違がございます。

自信があるってうちで、そういう自信がなくなった方、本人は自信がないと思わないんです。そういうことであるので、私は検討という言葉がほしかったんですけども、わかりました。

3番目に……

○議長（若山 征洋君） その前に梅津議員、あんた三十何ぼって言うたよ。23って言うたよ、答弁は。だから気をつけてください。数字ですから。

○議員（4番 梅津 義信君） 23万年の確率が、わかりました。

○議長（若山 征洋君） では③ですね。

○議員（4番 梅津 義信君） ③に移ります。公共施設の駐輪場の確保整備についてどのように

お考えですか。特に、現役場庁舎には、喫煙場所はあっても、来庁者への駐輪場はない。言語道断という御意見を伺っています。

私が伺ったのは、前は、喫煙所と書いている庁舎の右側のところに駐輪場ってあったんです。何年か前まで。あったんです。それが喫煙場所ができた時点で、駐輪場がなくなって、喫煙場に、（発言する者あり）駐輪場っていう掲示がなくなった。だから、俺たちはどこにとめりゃいいんかって、私は聞かれました。

この世の中、健康で、たばこ云々と言われているときに、健康にもよい自転車利用者を押しのけて喫煙所ができていくことに、大きな怒りを覚えると、私は強く言われるわけです。

この件についてどうお考えですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

喫煙所、来客の方に対しての喫煙所というのはやはり設けなければいけないというふうに思っております。

どこに設けるかということ考えたときに、屋根のある場所として考えたときにあそこしかなかった。狭い庁舎でございますので、あそこしかなかったということで、2つあった駐輪場の一つを駐輪場兼喫煙所といふふうにさせてもらったところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 喫煙所という垂れ幕はあるけど、駐輪場という、いわゆるここは駐輪場ですっていう御案内をしていますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

今、ちょっと考えているんですけど、なかったですかね。なかったかもしれないです。

それは、駐輪場という表示をしたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今回の2項目めの主眼は、自転車を活用したまちづくりということで提案しているので、より自転車を利用者に優しい町、自転車を利用しやすいところからすると、今、庁舎が増築の工事をしているところなので、スペースもできるんじゃないかと思えます。ぜひ自転車が駐輪しやすいような駐輪場を増築後考えていただきたいというふうに思います。お考えをお伺いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

現在施工しております庁舎、増改築工事において、増築工事庁舎から、今している増築庁舎から道路を挟んで南側の土地を、施工業者が現在借りております。現場事務所を建てているところでございます。工事完了後も町がお借りできればというふうに思っております。

そうしますと、公用車の駐車場として利用できるというふうに考えております。そうなりますと、役場北側に公用車が数台とまっているんですが、それもあきまして、来客用の駐車場として利用してもらうことができるかなというふうに思っています。

また、正面玄関の郵便ポスト付近に車の駐車スペースが1台ございます。この場所を整備して、来客用の駐輪場を設けることも可能になるかなというふうに、今思っております。引き続き借りられるかどうかという問題があるんですが、借りられたらそういうふうなことも可能だなと思っております。

今後、増改築工事の完成にあわせて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） そのほかの公共施設についても、駐輪場の確保については、自転車の活用促進という願いからも、ぜひ本庁舎とかその施設から近いところに、またとめやすいように、そういうふうな御配慮を願いたいと思います。

極端に言えば、自転車に乗ってきて、施設まで100メートルぐらい先のところにとめて、歩いていかないかんじゃ、こりゃ自転車やけお前近くまで乗っちいけるのになら、お前という話になるので、ぜひ、今言ったような御配慮をお願いしたいと思います。

この件について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員、もう4回目に行きましたから。

○議員（4番 梅津 義信君） 4回目行った。

○議長（若山 征洋君） はい。今度4回目になりますから。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） では、議題の自転車の活用のまちづくりを提案という趣旨に沿って行政のほうにおかれましては、ぜひ公共施設の駐輪場の整備については、格段の御配慮、利用者がとめやすい、また、施設から近い場所につくって活用を促進するような取り組みをしていただきたいと願って、質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

通告に従って質問をさせていただきます。

九州北部豪雨による災害復旧についてお尋ねします。

①です。7月5日から九州北部地方を襲った集中豪雨は、朝倉市、東峰村、添田町、大分県日田市を中心に、多数の死者を初めとする人的被害、多大な家屋被害、道路被害、河川被害、公共施設被害等々、甚大な被害を引き起こしました。

そうした自治体では、道路や河川、公共施設被害の復旧は最優先課題として取り組まれています。個人財産である家屋や農地被害についても、自治体やボランティアによる最大限の支援がなされているとのことでした。

本町でも、幸子団地の通路に土砂が流れ込むなど被害が発生しました。本町での被害の状況とその対処についての報告をまずお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

先般の九州北部豪雨における町内での被害についてであります。まず、幸子団地の駐車場が浸水し、この際、流木によって駐車場のフェンスの一部が曲がりました。しかし、これは既に修繕をいたしております。

それから、この次の御質問にも関連しますが、山国川下流部に大量の土砂や流木が流れついたため、航路の標識等が流され、航路に多くの土砂が堆積しております。

これ以外については、人的被害や家屋の浸水等の被害はなかったと把握しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この集中豪雨のときに、自主的な避難者はありましたでしょうか。ありましたら、何人か報告をお願いします。

それから、国や県への被害状況の報告は、今、報告されたとおりに報告されているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

このときの自主避難者はおりませんでした。被害については、その旨を報告をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町内でのそういった被害を受けて、同じ県内あるいは、県内ではありませんが、日田市とかいうのは近い存在ですよね、そうした被害の大きい自治体への支援はどのようにされたのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この議会、定例会で、専決処分の承認案件を議決をいただきました。そういった形で、東峰村、朝倉市、添田町に対して、義援金を送付させていただきました。まず、それは義援金です。

人的なことにつきましては、朝倉市の避難所に職員が7人、避難所の運営の手伝いに行っております。そういった形で、町として被災地に支援をいたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題での私が求めていたところの答弁をいただきましたというか、大事なことは、東日本大震災のときやそれから熊本地震のときもそうなんですけど、被害が少なかったところが、やっぱり被害の大きいところに支援をするというのは、財政的な面でも大事ですけども、それから人的なボランティア的なものでも大事だと思いますが、私は、やっぱり職員が、そういったところに行って、起こったときにどう対応していくかというところを、経験も踏まえて、そういったところに支援に行くことは、教育になる。今後の吉富町の防災にとっても生かされるものではないかということを考えていましたので、7名の方がそういった支援に行かれたと聞きまして、そういったことを続けていただきなというふうに思います。

次に、2番目に行きたいと思います。

2番目は、吉富漁港の航路の浚渫についてです。

吉富町が管理責任を持っている漁港でも、今回の豪雨によって、標識が流され航路が埋まり、機能を果たしていない状況にあると認識しております。

災害に遭って、地方自治体がまずやらなければならない仕事は、災害復旧です。特に道路の復旧は通路なので、復旧全体からもかなめとも言える重要な仕事で、一刻も早くやらねばならないことの一つだと言えます。

ところが海の道路である航路が埋まったままで、この間推移しており、今議会でも、現在までそうした必要経費の予算計上はなされていません。

現在の航路の状況をどのように認識しておられるのでしょうか。

そして、それに対してどのように対応してこられ、そしてこれから対応されるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

吉富漁港航路が埋塞している状態にあり、現在、漁船等の航行に不便な状態にあることは承知をしております。

また、漁業によって生計を立てている漁業者にとっては、死活問題であることももちろん承知はしておりますが、本町の航路が山国川を横断する位置にあることから、本年、7月上旬の豪雨

で埋塞する要因であるというふうに思っております。

もともと構造的に河川からの土砂流入が、航路を埋塞させる一番の要因であるというふうに考えております。

では、なぜ現在の航路位置となったのか、経緯を御説明させていただきますと、現在の漁港修築事業を計画する際に、漁港西側に航路を検討したというふうに聞いております。

当時、漁港修築に係る協議を行った水産庁からは、現在の河川を横断するような航路以外に承認を受けることができませんでした。

計画当初から現在の航路位置では、数年をおかず航路が埋まるのではないかと、町も漁業者も懸念していたことが現実となっている状況にあり、町もこれまでに数回の航路浚渫を実施し、近年では平成21年度並びに平成24年度に浚渫を実施しましたが、平成24年九州北部豪雨により、山国川河口部に大量の土砂が堆積している状況にあり、河川の通水断面確保の面から国土交通省山国川河川事務所も河床の土砂の除去工事発注に向けて、漁協との協議を実施しましたが、工事実施の調整が整わず、現在も堆積している状況にあります。

航路の埋塞を防ぐには、近年の異常気象により、一度の増水で航路が埋塞する場合もあることから、それを最小限に防ぐための方策も検討しなければなりません、現在具体的な解決策を見つけることができません。

また、山国川河床の土砂を除去することも必要であります、国と漁協とが協議する必要があることなどから、漁業者にはいつ浚渫を実施するか示すことはできません。

しばらくの間は、漁業者には御不便をかけることとなります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の課長の答弁をまとめてみると、ちょっと間違っていたら済みません。今、土砂が埋まっていて航路が機能していないということはお認めになりましたね。それから、そのことによって少し安全性も損なわれていると思いますし、課長の答弁の中には、漁業者がそれでは困っているということもありましたね。

ところがこの漁港を建設するに当たったもう二十数年前になると思うんですけども、そのときに、今のその航路しか許可を得られなかったと。しかし、この航路は大雨とか、とにかく埋まりやすい地域にある。そのことは認識しているけれども、それしか許可が得られなかったからそうしたと。

この長年の間にそれがかなりたまっていて、その上に今回の豪雨でまたたまっているのだと、これを抜本的に改善するための方策は今のところ見つけていないと。その上のほうというんですか、そこをとにかく浚渫するについては、漁協組合との話し合いが必要だけれども、それができ

ていないので、それはそのままになっているということによろしいですか。ちょっと待ってください。2回目になりますね。それはどうかということですね。

そして、先日、議会が決議を出しました。それはもう本当に町の責務であると、これは。動線である航路をそのままにしておくのは、その決議を受け入ても、なお同じような考えでしょうか。

それともう一点、漁協組合との話し合いが必要であるならば、それはなされていないのでしょうか。あるいはこれからどんなふうにされていくのでしょうか。その3点お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、最初の質問については、岸本議員がおっしゃるとおりでございます。それから、今後ですが、実は7月の5日、6日に集中豪雨がございまして、航路が埋塞したということは確認はしております。また組合のほうからも浚渫については、相談には見えました。

その中で航路浚渫に当たっては、多額の工事費がかかると、組合にも幾ばくかの負担をお願いできないだろうか。それとあわせて、漁港内にある、東側にコンテナがございまして。これは許可なく設置をされております。

本来、漁港の利用計画におきましては、その利用計画に沿った設備を配置しなければなりませんが、それについても平成26年の組合の役員会において、移動、あるいは撤去を申し出をしましたが、その際も、現在まで移動はされておられません。また、泊地のポンツーン（浮棧橋）の利用についても、本来の利用とは違う形態で使われております。

そういったものも組合としては移動なり、適正な利用をしてくれと、それにあわせて浚渫の費用負担にしても検討してくれという話をしましたが、その折に、組合長から脅迫めいた言葉がございました。担当者にも確認したら、そういうことがたびたびあったと。特に、相談に来たときに、庁舎内においてそういった脅迫めいた発言がございましたので、町長のほうに報告し、そういった暴力的な発言、脅迫する組織とは一緒にはちょっと仕事はできないという判断から、浚渫はしばらくはしないという判断に至りました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それと、今、組合とのやりとりがいろいろ言われたんですけども、私が聞きたいのは、一つは、浚渫に対して組合に負担を求めたと、これまでも浚渫に対しては組合からの負担金があったのかどうかということと、あと3回目なので、私が思うのは、漁業者というのは漁港を使いますよね。だから漁業組合との話し合い、今、経緯を言われましたけれども、そういった中でお互い話し合って、そこがよりよい方向にいくようにしていただきたいと

思います。

しかし、今回の浚渫のこの問題は、単に漁業者にとどまらず、遊漁船の持ち主もいますし、何よりもさっき言いましたように、地上で言えば道路ですよね。それが埋まっている。そして標識も流されているわけでしょう。だから、すごく安全という点からもほかの方の利用のためにも、そして安全ということからも、町の全く責任でこれは早急にしないといけないものだと思うんですね。

そして、私もこの経緯は聞いてきました。漁港建設に当たって航路のことで、すごい議論がなされた、かつてそのこともききました。だから、こうした思いの中で漁港ができたわけですよ。だから、こうした歴史的経緯も踏まえて、何よりも今漁港が漁港として機能することが必要だと思うんです。

そうした中で、私、幾つか質問しましたけれども、そういったことも踏まえてというか、そこが大事なんです。町の全責任があるわけですから。仮に事故があれば問われますよねえ。この浚渫がなされていないために事故が起これば、町の責任が問われるわけです。そういったことも全部ひっくるめて、私は今回のこの浚渫に関することで怠慢は許されない。そこにいろんな経緯があったとしても、するべきだというふうに考えます。答弁をお願いします。（「休憩をとってください。ちょっと先ほどの課長の答弁の中に不穏当なことがありました。それちょっと確認をとらせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

.....

午前10時54分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

町長、答弁。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどの課長の答弁に引き続き、同じ重なる部分もありますが、漁港の航路の浚渫について議員さん方から見れば、疑問があるのかなというふうに思っております。

私どもも今回の豪雨災害で、航路がかなり土砂等が堆積して、なかなか利用に不便だということとは認識をしております。また、以前から同じようなことが何回か発生をしておりますので、その都度、対応を苦慮しながらやってまいりました。

今回、こういう今状況にありますのは、まずは山国川河川事務所が航路の上流側に堆積している土砂を、先々の航路の維持のためにも、浚渫をしたいという申し出が漁業協同組合に申し出をしているようです。

これは一昨年ぐらいからそういう話が出ておりますが、漁協のほうでは、どういうふうに考え

ているのか、なかなか合意に至らないというふうに聞いております。その堆積しているものを除去しないと、我々がその下流の航路を浚渫しても、またすぐ土砂等が流れ込むおそれがあります。

それから、今現在、大雨のあれで埋没している航路について、漁業者から要望がありました。漁業者で組織をする漁業協同組合の代表理事組合長が要望にまいりました。その折に、庁舎の中で担当者あるいは課長に、自分たちの要求を受け入れないと「お前、ぶち殺すぞ」とかいうような言葉を大きな声で発して、威嚇をしております。これは、明らかに脅迫行為でありますし、すぐさま警察にも相談に行かせました。

私ども行政の姿勢として、そういう暴力的な行為をする組織に対して、その方々と一緒に仕事をするということは考えられません。物事を自分たちの要求を暴力、あるいはそういう組織として脅迫めいたことをして要求を達せようとする組織とは、これは反社会的組織と何ら変わりはありません。ですから、今、現在航路の浚渫についても、我々も苦慮はしておりますが、できない状態にあります。

漁業協同組合の役員さん全員に改めて役場のほうに来ていただきました。その折に、あなた方の組織としてこういうことはいかがなものか、もっと民主的な組織に生まれ変わらない限りは、「我々は交渉を受ける考えはありません」というふうにはっきりお伝えをいたしております。それが今回の航路の浚渫に関する状況です。

漁業協同組合さんが民主的な組織として、また民主的に運営をされて、常識ある対応がとれるように生まれ変わらない限りは、我々はそういうことの対応の窓口とは認めませんので、そういうふうにお伝えしております。これは、県の水産局の局長にもるる説明をし、御理解をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 浚渫の費用負担でございますが、これにつきましては、今回初めてでございます。ただ、町単独で実施しました水中ポンプ、それから高压洗浄機等については、組合のほうから費用負担をいただいております。今回の浚渫につきましては、概算で設計をしましたところ、約2億5,000万円ほどかかるということから、財政と協議する中で負担をということでお願いをした次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、質疑の3回目の質問にお二人とも答えてないんです。それでもう一回いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい。はっきり質問事項を述べてください。

○議員（8番 岸本加代子君） 町長の答弁は、漁協組合とのことでした。私は漁協組合とはいろいろあるかもしれないけれども、これは漁業者だけの問題ではないと、町全体の問題だということでお聞きしています。そうした上で、今回の浚渫についての対応を聞いております。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほど岸本議員の御質問にお答えしましたが、私どもの吉富漁港は漁業者の方々のために設置をいたしております。まず第一に、漁業者が利用するものであります。その漁業者が民主的な組織であります漁協協同組合の代表理事組合長が、私ども役場の職員に対して、あるいは役場の庁舎の中で、職員に「お前ぶち殺すぞ」と、「一人で歩いたら覚悟しておけよ」というような発言を役場内外で再三していただいております。このような代表者が発言をするような組織は、私は暴力的組織、あるいはそういう方々とどんな理由があれ、漁港に関して交渉するつもりはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全然私の質問に答えてないです。もう最後なのでまとめます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員、次の議員が同じような質問をしますから、そちらに託してください。

○議員（8番 岸本加代子君） 要するに、町が管理している管理責任を負っている漁港は、漁業者がたくさん使うかもしれないけど、漁業者だけのものじゃないわけです。町民全体のものです。そのことを踏まえた上でどうなのかということ、私はお聞きしました。町の対応は、私は間違っていると思います。

次の質問に入ります。時間が随分過ぎたので、ちょっと済みません、急いで言います。

部落差別解消推進法に関する町の対応について。昨年12月に成立した部落差別解消推進法に関する町の対応について、その見解を伺います。

この法律は、部落差別という言葉に関した初めての法律です。理念法と言いながら国や自治体の責務として相談体制の充実や教育、啓発、実態調査の実施を明記しています。しかし、部落差別の定義はなく、何が部落差別に当たるのかの判断を誰がやり、どうやるのか、そういったことも不明確なままです。部落の出身者であることを理由にした差別を調査しようとすれば、部落出身者の抽出につながり、人権侵害になり、新たな障壁をつくり差別解消に逆行するものとの批判の中で成立したものです。本町は、今後この法律の成立を受けてどのように対応するのでしょうか。

まず、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が成立して以来、2002年に、

ちょっと長いんですけど、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで、関係法制はさまざまに推移してきました。このもとの、本町の同和関連施策はどのようになされてきたのかお願いいたします。

それとちょっと時間がないので、あわせてもう一つ、ことしの7月に豊前築上地区人権同和教育研究実行委員会が、人権部落問題に関する住民意識調査を行っています。この調査のアンケートの中身を見たんですけども、人権問題全般が7問、部落差別の問題が13問、女性の人権問題3問、子供の人権問題3問、障害者の人権4問、高齢者の人権3問、在日外国人に関する人権問題3問と、圧倒的な設問が部落差別に集中しています。何を引き出そうとしているのか、恣意的なものを感じざるを得ません。

この調査を知った私翌日に、役場に電話をいたしまして、本町でもやっているかどうか問い合わせをしました。本町はこの実行委員会そのものに入っていないとのことで、実施はしていないということでした。しかしながら、この調査書のお願いの文の中に築上町、上毛町、豊前市並びに豊築全体の住民意識調査を行うことになりましたとあります。ですから今後調査協力を求められる可能性があります。これにどのように対応されるでしょうか。2点お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

昨年の12月の16日に部落差別解消の推進に関する法律が施行されました。この法律では、部落差別の解消に関し基本理念にのっとり、その地域の実情に応じた相談体制の充実や教育及び啓発に努めるようになっております。

吉富町では、同和問題につきましては、以前、豊前市、築上郡の自治体や同和運動団体が構成されました同和問題対策組織に加入して、統一的に取り組んでおりました。しかし、本町には同和地区はなく、そのため取り組み活動内容に温度差があったために、吉富町では部落差別であります同和問題だけに特化せず、障害者や女性、そして子供や高齢者などに対する差別やいじめなど、全ての差別問題を人権問題として捉え、これらの人権問題の解消のために本町の実情に応じた取り組みを行うこととし、全ての同和問題対策組織から脱退いたしました。その後は、人権問題につきましては、教育委員会と連携をとりながら、講演会を初め、研修会など各種啓発事業に取り組んでおります。

今回施行されました法律でも、地域の実情に応じて施策を講ずるようになってきていることから、今後もこれまでと同様の体制でこの法律を遵守し、同和問題のみならず全ての人権問題解消のために、本町の実情に応じた教育や啓発活動に取り組んでまいります。

それと、先ほど申しました住民意識調査、これにつきましては、現時点では吉富町では行うような計画はありません。今後につきましても今のところするような予定はありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 吉富町に同和地区がないということもあるんですが、今、課長が答弁されました内容の町の対応は非常に妥当かと思います。今後もこの方向でやっていただきたいなと思います。

では、3番目で、子育て支援です。高校生まで医療費を助成することについて、この20年間全国でも福岡県下の自治体でも、吉富町でも医療費の支給事業は拡大され充実されてきたというふうに認識しております。

本町も対象を中学生までに、近隣に先駆けて拡大いたしました。近隣の自治体の状況を調べますと、自己負担も含めて、それから入院・通院も含めてさまざまです。みやこ町では、対象を年度末18歳、つまり高校生を対象としており、対象の拡大という点では県下でも進んだ事業を展開しております。昨年度の実績で、18歳までを対象とした場合どのくらいの財源が新たに必要となるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御承知のとおり吉富町の子ども医療制度は、中学生までの児童、即ち義務教育中までを対象としており、医療費の自己負担額の大半を助成する制度となっております。

先ほど議員さんおっしゃったとおり、みやこ町も既に高校までの通院・入院の助成をされております。先ほどの御質問の高校生の分がいくらふえるかという御質問と思いますが、子ども医療費から推計すると、約500万円ほどの財源が必要となります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 500万円という額は、今、決算議会ですが、今年度の決算の不用額の額を見ましても、本町としてできないことではないというふうに考えます。ぜひ子育て支援ということからも子供たちの健康を守るということからも、ぜひこれ実施していただきたいというふうに思うんですけども、つまり高校生まで対象を拡大していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 現在のところはそういう考えはございません。今後、国・県の子育て支援対策の動向を見極めながら行いたいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これは、今、後ろ向きなというか、前進的でないと答弁だったんですけども、ぜひこれからも議論していきたいなと思っております。

では、次の、学童保育料の減免制度についてお尋ねいたします。この問題については過去に何度か質問いたしました。今年度から上限5,000円で県が、自治体が低所得者に減免した場合、その半額を補助するという事業がスタートしました。この事業に乗せて学童保育の保育料の減免を始めた自治体が多いと聞いております。

本町では私が3月議会だったと思うんですけど、質問したとき県の説明を受けに行くという答弁でしたが、その後どのように検討されているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 減免につきましては、福岡県放課後児童クラブ利用減免補助事業が、本年4月1日から始まっております。それにあわせて早速うちの町でも取り組んでおります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） どのような内容で取り組まれているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 減免内容でございますが、生活保護世帯でございます。学童保育料の基本額が5,500円となっておりますが、2,500円の減免で3,000円、市町村住民税、非課税世帯でございますが、これに対しては1,500円の減免で4,000円の保育料をいただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 済みません。ちょっとボーとしていて、一番最初に言われたのは生活保護世帯ですか。生活保護世帯は無料ではないんですね。全額免除ではないわけですね。生活保護世帯は免除するのが本当ではないかなと思います。そういったお考えはないのかということです。

それと、済みません。私、今現実に実施されている内容を今聞いたんですけども、これは4月1日にさかのぼってされたのでしょうか。その点をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 生活保護世帯は無料にすべきという御質問でございますが、生活保護法の中に就労している方はこの学童の保育料が控除となります。これを収入とみなされるというそういうシステムになっておりますので、吉富町ではそういう制度があるのに、それも利

用してもらいたいということでこういう制度になっております。

県も、4月1日からさかのぼってということで、たしか7月ごろですか、この制度は要綱を定めてさかのぼって適用をさせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わかりました。多子世帯は入っていないようですね。今後、多子世帯つまり子供たちを2人、3人預けているところに対しても、ぜひこれを充実させて多子世帯に対しても減免をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入らせていただきます。これは就学援助制度における入学準備金の入学前支給についてお尋ねいたします。

格差と貧困をただす方策の一つとして、就学援助制度があると考えます。この制度は憲法26条教育を受ける権利、義務教育無償の原則に基づいています。学校教育法19条は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、「市町村は必要な援助を与えなければならない。」としています。

この制度の今の問題点の一つは、入学準備金が入学後に支給されるということです。それでは当事者はとても困り、ひとまず借金をして入学準備をし、支給後にそれを返済するなどとしている人もいます。

このことが問題視され、最近では事務的な改善もなされる中、入学前まさに準備時期に支払うようになった自治体がふえています。本年3月議会でこの問題を取り上げたとき、執行部答弁は「入学準備金を入学前に支給してほしいという要望は、真つ当なものとして理解する。実施自治体の方法を研究する」というようなものであったと思います。今後、この問題はどのように対処されていかれるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今の御質問の就学援助に対する入学準備金の入学年度開始前、前年度の支給ということだと思います。3月の議会での答弁でということで、前教育長が「その支給については認識しているというか理解はできる」というような答弁であったかと思えます。

その以前から言われるように、要保護の部分で制度の改正がなされて、前年度に払った分も要保護、いわゆる生活保護世帯の方についての補助金については、補助の対象としますよというようなことで、改善をなされたということが、今、岸本議員さんがおっしゃるところの事務の改善もなされているというところだとは思いますが、本町につきましては、岸本議員さんもおっしゃいました学校教育法第19条に基づいて必要な支援として、この教育の就学援助の制度、

規則を設けて実施をしているところでございます。

入学前の準備金につきましては、準備金というよりもこれは新入学児童学用品費ということで、うちは支給はしているのですけれども、今年度から本町については、今までは7月の1学期末に1学期分として入学の学用品費も含めて支給しておいたものを、それは4月の認定を受けて5月に支給をしているということで、そこは少し早めて早急な事務を行って、事務処理を行ってきたところでございます。

御質問の入学前支給につきましては、法に基づく就学援助の規定にございますので、まだその規則にのっとって実施をしております。まあ、実施をしている市町村も県内では11ほどあるかとは聞いております。ただ、その中で課題等もあるということで認識もしておりますので、入学前のどの時期がその学用品費を支給するのに妥当なのかということも含めて、他市町村が抱えている課題等も踏まえて、今後も継続をして検討は進めていきたいと思っておりますが、今のところは吉富町においてはその年度、4月に入ってから支給ということで考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この問題で国のほうからの指導というのはいないですか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） この法第19条の町が行う準用、いわゆる就学援助については、特に国からの指導等は受けておりません。あくまで要保護世帯に対しての就学援助を、この第19条に基づいて行った場合は、補助の対象になりますので趣旨を理解をして、その補助に基づいて実施をというような通知は、県を通じては来ておりますけれども、じゃ、言われるように今の就学援助の話になっているのは、準要保護の方々だと思いますが、そちらについては、特に国の指導等は受けておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回です。

○議員（8番 岸本加代子君） それならば、ちょっとお尋ねしたいんですけども、執行部が把握しておられる実施自治体、つまり入学前に支給するという実施自治体の問題点、執行部が把握されていることだけでいいですので、それを教えていただきたいのと、何が問題なのか、その入学前に実施できないということは、よその自治体はできていて本町はできない。それは何が問題なのかという点について、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 実施しています市町にも確認もしましたし、教育委員会の中でもこの問題について検証して、今上がっている課題として2つほど上げられまして、1つは、入学前、

年度開始前の3月に支給をした場合に、その後、吉富町の公立学校に入学せずに転出した場合に、その援助費については返還をしていただかないといけないというのが一点あります。やはり実施しているところも、そこは大きな課題となっているようで、まあ、3月にお金をいただいた。そしてよそに行って、それがなかなか返してもらう方法と、あとそこら辺の事務の負担というのがあると。

もう一つは、入学前の3月に払うということは、1月ぐらいに申請で、2月に認定をする必要があるわけですが、そうなるとその審査の段階での一つの要件としては、所得を確認する場合に、当該年度に必要な例えば29年度の児童については、28年中の所得ということになるんですが、そこら辺の確定、あるいは必要な資料もそろえられないということと、そうなれば4月に入って、給食費等のほかの援助を受ける場合はもう一度事務手続きをどこの市町村もやっているようでございます。

ですから、そうして二度手間というか1カ月間の中で2回申請に来る、あるいは返還等の問題もございまして、そこら辺を勘案して町として入学前の支給が、年度開始前の支給ができないということではなく、町としていろいろな点を考慮して、どの時期が適切なのかということ、今検討を、今後も引き続き行っていって、今の最善の方法としまして4月年度に入ってから、すぐの支給が今は妥当ではないかということで実行をしているわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回行きましたよ。

○議員（8番 岸本加代子君） 前教育長が3月の議会で答弁された、入学を準備するための支度金を入学の前に、本当に準備の段階でほしいという願いは理解できるという答弁をいただいております。この願いに沿って、今幾つかのことはできない理由を言われましたけれども、願いに沿って、今後も努力・検討をしていただきますよう、そういったふうにするべきだということを主張した上で、今回の質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。短いですけどトイレ休憩5分間をお願いします。

11時30分が再開です。

午前11時24分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（若山 征洋君） ちょっと早いようですが再開いたします。

丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん、お疲れさまです。9番、丸谷一秋でございます。通告に

基づいて質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

1、前回の6月議会に引き続き第7次吉富町行政改革実施計画の進捗状況について御質問させていただきます。行政改革の実施計画の取り組みについては御苦勞されていることと思ひます。そこで2点ほど担当課長に御質問させていただきます。

①在宅介護支援センター運営事業の見直し内容について御質問します。

現在、検討内容のつめにしている時期ではないかと思ひます。答えられる範囲で御答弁をお願ひします。

広報よしとみ5月号別冊の行政改革実施計画進捗状況の中で、在宅介護支援センター運営事業の見直しについて、平成26年度まで検討し、翌年度の平成30年度で実施する報告とされています。

そこで、まず1点目です。

この見直しにつきまして、医療介護総合確保促進法に基づき、平成29年度までに医療と介護の連帯による新しい体制づくりが必要となったために、現在、見直し、検討を行っているところと思ひますが、現在までのこの見直し、検討の進捗状況について御報告をお願ひします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

在宅介護支援センターは、老人福祉法によって各地に設置された相談施設でございます。在宅介護支援センターというのは通称でございます、法律上は老人介護支援センターとして規定されております。

ただ、平成18年度に介護保険法が改正され、それ以降、在宅介護支援センターは地域包括支援センターへの統廃合が進んでおります。当初、当町でございますが、広域連合に加入している関係上、地域包括支援センターの支部がございます豊前市に設置しており、町単独での在宅介護支援センターを設置しておりましたが、平成24年度から地域包括支援センターが各市町に設置されておりますので、当町の在宅介護支援センターの今後につきまして、慎重にただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ありがとうございます。

次に、2点目です。

地域包括ケア支援促進のためには、医療、介護、住まい、生活支援、そして介護予防等の分野でさまざまな取り組みがより一層の充実を図ることになるかと思ひますが、現在のケアの取り組みから、どのように内容の見直しを検討されているのですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御承知のとおり、地域包括ケアシステムの基本理念は、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立、日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制が平成30年度から本格的に稼働をいたします。

この機会、この2つの機能を統廃合することも視野に入れながら、ただいま検討している次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ありがとうございます。

今、担当課長から答弁がありましたとおり、在宅介護支援センターについては、高齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行い、地域の高齢者の実態の把握に努め、民生委員や地域からの情報をもとに日常生活の支援が必要な方たちへ、訪問等により対応を行って住民の身近な相談窓口として解決され、関係機関と連帯し、各種相談に対応しているところです。現在、検討している在宅介護支援センター運営事業の見直しは、地域包括支援センターに在宅介護支援センターの機能を加えてものとして、充実させ高齢者になっても、生き生きと笑顔で安心して暮らせる仕組みの現在の見直しが必要であると思います。

そのためには、今、申しました分野のさまざまな取り組みについて、より一層の充実を図らなければなりません。どうでしょうか、町長にお尋ねいたします。

いよいよ平成30年度4月から、全市町村で地域包括支援システムが本稼働するわけですが、町長は吉富町の地域包括ケアシステムをどのように考えておられますか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今の丸谷議員さんがお尋ねの地域包括ケアシステムにつきまして、私も行政の責任者として、どのように考えるかということだろうと思います。

私どもの、国、県からの情報では、2025年に団塊の世代の皆様が75歳、後期高齢者の年齢に達すると。その時期には、高齢者人口が想像以上に増加するのではなかろうかというふうに言われております。そのような中、今現在の介護事業をいたします施設、あるいは事業所等では、あるいは介護職の皆さん、あるいは看護職の皆さんでは、なかなか全員を介護するということは物理的に不可能であろうということで、地域のことは地域でまず助け合いをやりましょうということで、地域の皆さんが介護について、地域の人々の介護をお手伝いしましょうと。そして、また自分がそういう介護が必要になったときには、次の世代の方が介護に手を差し伸べていただきましょうということで、地域力も上げていこうというようなことだろうと思います。

我々、行政といたしましては、2025年に向けて、確固たる地域包括ケアシステムを確立をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今回、このような充実した内容としていただくために御質問させていただきました。この吉富町で幾つになっても、安心して自分らしい生活ができるようなまちづくり。このことが一番大切なことでもあります。どうぞ、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に行きます。

2、町道草刈り委託員による町道の草刈り施工の安全管理について御質問します。

日々の町道の管理について、第7次吉富町行政改革実施計画で、除草管理とあわせて道路パトロールを実施し、危険修繕の必要カ所の把握、報告、安全対策パトロールの警備など、維持補修等の委託管理を検討されていますが、この町は草刈り委託員により一括して管理を行い、より一層の安全管理を行うものと思います。このことは大変すばらしいことであると思います。今回通常の日々の施工を行うにあたり、取り組むべき安全対策について御質問します。

まず1点目です。

現在、行っている町道草刈り委託員による町道の草刈り施工の安全管理確保について、どのように考慮していますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

除草作業におきましては、2人での作業とし、1人が草刈り機、1人がコンパネによる小石等の飛散防止対策を徹底することとしております。また、通行者に除草作業がわかるよう除草作業中との注意看板等を設置し、作業範囲が明確となるようコーンポスト等で作業範囲に注意を促すような表示をすることとしております。

次に、作業員自身の安全対策として、夏場の除草作業による熱中症対策として、水分補給はもちろんですが、草刈り機を長時間使用することから、手指や腕に痺れ、冷え、こわばり等が間接的、または持続的に現れるなど白ろう病と呼ばれている振動障害を予防するために、振動作業の一連続作業時間はおおむね30分以内、1日における振動業務の作業時間は3時間以内。また、定期的な休憩時間を設けるように指導しているところであります。

草刈り作業にあたっては、除草作業中等の注意喚起を表示する看板設置として、作業をするように指導をしているところでございます。

以上です。

○議員（9番 丸谷 一秋君） よく事故の話を聞くんですが、今まで過去にどれぐらいの事故がありますか。大体でいいから教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

事故といいますか、除草作業中に小石が跳ねて、車のガラスを割ったという事例は一年に1件程度はございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 車のガラスですね。役場において、小石の飛散によりけがや物損を未然に予防できる対策として、安全確保ができるならば、それはそれとして問題はありませんが、どうか道路維持管理の施工については、十分な事故のないように配慮をして行ってください。

次、②です。次に、2点目の町道の草刈り施工時に補助員配置の検討についてです。

今、担当課長から御説明がありましたとおり、2名の町道草刈り委託員により日々除草管理を適正にいただいておりますが、作業が通行しているところや、小学校や学生が通学しているところの施工では、小石が飛び散り、大変危険が伴うと思います。この草刈りを行うにあたり、補助員を配置し、防止板で小石が飛散しないような対策が必要ではないかと思います。そして、危険修繕と必要カ所の把握、報告と安全対策パトロールの軽微や維持補修等の委託管理を一括して管理を行うことによりまして、通常時の安全対策と施工時の安全対策をあわせて行い、より一層の道路安全管理を行う必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。担当課長の意見。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 町道の草刈り施工時に、今、補助員配置の検討についてということの御質問ですが、町道草刈り委託人は、先ほど答弁しましたように2人での作業であります。1人は除草作業、1人が飛散防止並びに草刈り作業範囲を通過する車や歩行者への安全配慮を徹底するように指導しているところでありまして、新たに補助員を配置する予定はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 国道、県道ではよく見られるんですが、危険防止のため、保護パネル等で施工しているのをよく見ますが、町ではどのように施工していますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 町道の草刈り作業時におきましては、先ほど申しましたように、1人が飛散防止、それから周辺に注意しながら通行者、または車が来たときは作業を一旦とめる

ようなそういう作業をしております、誘導員等も配置することはしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 私としては、より安全な対策として補助員を配置し、飛散防止を行えばと思います。具体的に提案をいたします。

今、課長が言われた2人と言いましたが、もう1人補助員をやるということはどんなものでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在、町内の除草作業につきましては、軽トラ、乗員が2名でございます。また、年に一度、先ほども言いましたように、小石等の飛散によって、車のガラス等が割るような事例はございましたが、それ以外の大きな事故はございませんでした。ですから、今後も引き続き、2名体制でより周辺に安全確保を確認をするように徹底していきたいというふうに思っておりますので、増員等は考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ありがとうございます。どうか、前向きな検討をお願いし、道路維持管理の施工については、十分な事故のないように配慮をして行っていただきたいと思っております。

次に行きます。

3、吉富小学校ICT環境整備機器購入費用について、6月議会で吉富小学校ICT環境整備機器購入契約案件が可決されましたが、購入事業の進捗状況と今後の学習への活用計画の御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、事業の進捗状況ですが、今回整備しましたタブレットパソコン90台ほか、周辺機器等についての納品確認、動作確認も含めまして、契約通り8月25日に事業は完了をしております。

次に、今後の学習への活用計画ですが、どの学年のどの教科で、いつ使うかといった具体的な計画については、これからの計画については、これからの計画の策定になろうかと思っております。

先月、整備が完了した後、8月31日に全教員を対象に具体的な授業の場面での活用方法についての研修会を実施いたしました。教育委員会も教育長、担当者、私も含めまして研修を見学をしましたが、研修会では教員がそれぞれ児童の立場、あるいは先生の立場で双方のタブレットパソコンの画面の見え方や、操作方法を確認しながら、実際の授業での活用をイメージをして

いたようでございます。

しかし、この1回の研修ですぐに十分活用できるかと言いますと、なかなか使いこなせるものではございませんので、今後も週1回配置しております専門のICT支援員による研修や、先生方、個別の授業での活用についての支援も受けながら、今後、今回整備しました機器については、活用の場をふやしていくことになろうかと思っております。

ちなみに、現在は今月末の運動会の授業等で授業が割かれておりますので、10月に入ってから、こういう場面でいろいろな場面でのICT機器の活用が図られると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 以前にもお尋ねしたことかわかりませんが、近隣の小学校で導入実績のある学校があるのか。そういったところに実際の授業の様子を見学に行くとか、考えてないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

近隣の小学校での導入実績ということですが、京築管内につきましては、やはりICT機器、これからのことになりますので、市、町それぞれ今のところ整備の予定はないとか、学校に数台、やはり市、町それぞれ多くの小中学校を設置しておりますので、学校に数台といったところが多いようでございます。

その中で、行橋市の行橋北小学校がiPadを教員と4年生以上の児童及び特別支援学級の児童1人に1台の整備をしているようでございます。今後は、行橋市につきましては、5人グループに1台程度の目標に進めていくということで伺っております。

御質問の導入実績のある学校へ、実際の授業風景等の見学に行ったりとかっていう計画になりますが、同じように毎日小学校でも授業を行っておりますので、なかなかほかの学校に先生方が見に行くという機会が今のところ、具体的に計画ができるものではございませんが、今、やはり、このICTの整備と情報化の推進ということで、国、あるいは県も進めておりますので、毎年いろいろな研修会等が県内あるいは県外で開催されておりますが、学校で研究発表会がそれぞれの学校で行われるときに、このICT機器を使ったというような発表会もございますので、そういった機会を捉えて、先生方にはそういう機会、研究会に参加していただいたり、県内、あるいは県外で開催されるこういう研修会にも有効的なものについては、積極的に参加をしていただきたいということで、校長を通じて指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。今回導入した機器は多くの財源を投入し、整備をしたことを踏まえて、学校現場で活用の充実を図っていただき、吉富小学校の児童が情報化社会の中で充分対応できるような人材に育っていくよう、教育をしていただくようお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。一般質問入ります。

時間短いです、多分途中で切られるんですが、12時前には、今まで終わったことないんで、ちょっと私に來たみたいです。質問に入ります。

航路の保全管理について。

船舶の通路である航路の意味と吉富町漁港は1種なのか2種なのかなども含めて、吉富における航路の利用制限についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 航路の意味と利用制限についてお答えいたします。

航路とは、船舶などが海上または河川を航行するための通路であります。

次に質問の趣旨が航路についての利用制限であると理解し、今、答弁いたしますと、海上衝突予防法により、海上を航行する船舶が衝突を防止等、航行する上で遵守しなければならないというふうに規定されております。その法を遵守する限り、航路の利用制限はないものと認識しております。

また、吉富漁港につきましては、2種漁港となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富漁港を利用する漁船や、遊漁船など数種類あるかと思えます。

それら個別の往来制限や時期による制限、何か条件などあるのでしょうか。また、近年、そういうことは適用した実績があるのか。特に今回については、先ほど同僚議員が質問されていましたが、浚渫を行わないことで土砂がたまって、航路が使えないということだったので、今回はどうされているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 過去におきましては、航路が堆積し、通行がしにくい状況になったことはございます。また、このときは浚渫をしております。

今回につきましては、先ほど岸本議員の質問でありましたように、漁協との関係が協力関係に構築されてはじめて、浚渫については、町は検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まだ後半にちょっと聞こうと思ったんですが、先にちょっとお聞きしますね。今回の水害後に浚渫を吉富町として行う必要はないのか。中津側、いわゆる小祝側、こちらはどうされたのか。

先ほど、町長と担当課長から漁業組合長との個々の問題があった。話があったとかいうことで説明を聞いたんですが、航路とは町有財産であり、町民共有の生活動線ではないのでしょうか。速やかな浚渫を行う必要が町の責務ではないかと私は考えるんですが、それについていかがでしょうか。町長にもあわせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回の航路の埋没につきましては、浚渫の必要はあるというふうには認識はしております。また、大分県におきましては、県営の漁港でありますことから、大分県が浚渫をしております。今回の航路が航行ができないということでございまして、町としましても、浚渫は必要だとの認識に変わりはありません。

ただ、組合との関係もございまして、先ほど岸本議員の質問の折に説明しましたように、今回の航路、浚渫にかかる事業費として概算では2億5,000万円ほどかかります。そういった財源等も検討しなければならないということもございまして、まず今年度は浚渫はしないという判断に至っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回の航路の浚渫の要望に関しまして、先ほどもお答えをいたしました。吉富漁港は私ども町の施設であります。それを利用する方がその利用する漁民の代表の方、漁業協同組合の代表理事組合長が私どもの職員に対して、常日ごろから脅迫めいた言葉やそういう行動が見られる。そして、先日は役場の庁舎の中で担当者や課長に強迫するような言葉を発した。そして、日ごろからそういう暴力的なことで自分たちの要望を実現させようというようなことが多々あるということで、そういう組織とは、私どもは一切交渉はいたしません。

そして、いかなる理由があろうが、今後一切、組織が改善されなければ、漁業振興に関しては今現在前向きにすることは考えておりません。航路の浚渫についても、漁業協同組合の役員さんが一掃されて、本当に民主的な漁業協同組合に生まれ変わらなければ、私どもは漁民の皆さんが大変不幸だというふう考えております。

先ほども申しましたが、その考えは、福岡県の水産局にもお伝えをいたしております。御理解もいただいております。

議員さん方がどのような思いで発言をされているのか、私はわかりませんが、もし、よければ漁業者の方にもそのようにお話をし、漁業協同組合が本当に民主的な運営組織に変われるように、議員さんの御指導をお願いいたしたいところです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まだ質問続けていいのかな。12時になったけど。

今、町長からいろいろと説明がありました。一応3問行きましたので、次に行きます。

吉富漁港とその航路の保全及び管理の主体と内容についてお聞きするのですが、今、町長から漁業者が使うものという説明がありましたので、先ほど一番最初に私が聞いた1種と2種と漁港があると思います。吉富町は2種と先ほど担当課長が説明されましたが、これは漁業者のみが利用するところが2種なんでしょうか。制限や法かなんか条例で吉富町は漁業者しか使えないようになっているのでしょうか。ちょっとそれも含めてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、1種漁港について説明しますと、1種漁港はその利用範囲が地元の漁業を主とするものでございます。また、第3種漁港につきましては、その利用範囲が全国的なものとされておりまして、本町の吉富漁港につきましては、第2種漁港、その第2種漁港につきましては、その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないものというふうにされておりまして、漁業、漁船以外のものも利用はできるということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと、今の説明では、航路の保全及び管理の主体の内容についての説明がなかったんですが、ちょっとそのまま2番目も行きましょうね。

航路標識、先ほどちょっと説明があったんですが、現在、どうなっているのでしょうか。これはいわゆる町の航路、真っ暗な中でこれは道しるべになるものではないかと思うのですが、これは今どうなっているのかの確認と。先ほどの質問の続きですよ。これら漁港や航路上で管理上の問題、今の航路標識も含めて、事故など起きた際の責任の所在はこの場合どうなるのでしょうか。

また、漁港に停泊されて利用する船舶、所有者、いわゆる、今、係留されている分ですね。吉富には遊漁船やプレジャーボートなども多分とまっていますと思います。2種ですから。その人たちの契約というのはどうなっているのでしょうか。

この人たちは、今回の土砂の堆積により自由に往来ができない状態ではないかと思うのですが、その場合の補償とか、その他の説明についてはどうなっているのでしょうか。あわせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、最初の漁港、航路の保全及び管理の主体と内容についてお答えさせていただきます。

先ほど、岸本議員のほうから漁港の管理ということで御質問いただきまして、その説明をしておりましたが、吉富漁港は町営の漁港でございます。漁港の維持、保全及び運営、その他漁港の維持管理の主体は町となります。その内容につきましては、漁港とは漁業根拠地となる水域及び陸域並びにその施設をいい漁港漁場整備法に基づく区域指定を受けた港を言います。

漁港施設は、防波堤や岸壁、航路等の基本施設と、荷さばき所や道路等の機能施設があり、原則として漁港区域内に整備されている施設でございます。そのような施設の管理は吉富町漁港管理条例並びに吉富漁港管理条例施行規則により、その維持管理や施設の適正使用の指導監督、使用または占用の許可等を規定し、漁港環境の維持に努めなければならないというふうにしております。

また、漁港内に漁船以外の遊漁船が各自契約しております。それについては、占用として許可を受けております。ただ、泊地に停泊するということについての許可でございます。ただ、今、現実航路が埋没し航行ができない状態にはなってはございますが、あくまでも泊地への係留ということでの占用でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明では、泊地にとめるだけだから駐車料金だけである。そこに入出入りする分は関係ないということなんで、これはちょっと大問題ではないか。割引料か何かまた設定しないといけないんじゃないかとは思いますが。先ほど、財源問題について、2億5,000万円がかかるというような説明がありました。ちょっとこの件について確認したいんですが、今回の件は北部豪雨災害ということで、県や先ほど総務課長からも吉富町からも災害見舞金を出したとかというような大変大きな被害があったわけですね。そういうことで、これは県や国に対して、吉富町の航路浚渫に関して、補助申請、その他の財源ですね、そういったものの交渉は行ったのか。そういう財源はなかったのかということがまず1点。

もう1つ、先ほどは受益者負担という説明をしました。漁業者に少し負担をしていただくという。それはどれぐらいの規模を見ているのか。本来であれば、このときこそ漁業振興基金というものを使うべきものではないかなと私は考えます。

本来、漁業者に今まで負担をさせたことはない。でも、今回は初めてやるという説明をさっき同僚議員にしていました。このときこそ使うべきではないんですか。しかし、今議会ではトイレをつくるためにこの予算を使うと言っていましたので、これは本末転倒ではないと思うのです。

が、その点について2点お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、財源としての国への補助の申請ですが、申請をする前に今年度は航路は浚渫しないということで判断、決定しておりましたので、国への申請はしておりません。漁業振興基金についてでございますが、過去に航路の浚渫を数回実施しております。山国川の河川というのは急勾配であり、恒常的に土砂が下流域へ流れていくような河川でございます。先ほど答弁しましたように、国土交通省、山国川河川事務所も土砂の堆積ということを検討しておりましたが、実現には至っておりません。

そういったように、航路が埋没しやすいような地形、位置にあることから、1回の基金でも、また1回の増水により埋没してしまう可能性がございます。ですから、今までは国の補助、それと単費をもって実施しておりました。

また、漁業振興基金につきましては、将来、漁港内に漁具倉庫、または水産加工施設等々の施設を設置する際の基金として確保しておきたいということから、航路の浚渫には使わないということで判断しておりますが、ただ、今回トイレに関しては、漁港区域内に設置するというところで、それが漁業振興にあたるかどうかというのは、人それぞれ判断の違いはございましょうが、町としてはその基金を使って漁港区域内の漁業振興に寄与したいというふうに判断して、今回基金を充てることとした次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番目の質問は3問行ったと思うので次に行きます。

今、説明がうるりましたが、漁業振興基金は本来は漁港の港湾の中に関して使うものであるということが説明があったんですが、何かトイレにいつの間にか変わっていると。先ほどの説明で私は財源の確認をしたんですが、申請をしていないという話ではなくて、補助がなかったのか、そういうものはなかったのかという質問だったので。その件についても、ちょっとお聞きするんですが、後で教えてください。

今回、3番目に行きます。

遠浅である瀬戸内の海での通常の浚渫と、水害や土砂など災害後の浚渫について、本来、行政として行うべき内容も含めてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、補助についてお答えいたしますと、当然、申請すれば補助は国のほうから予算としてはつくことも考えられますが、申請はしておりませんという状況でございます。

また、今の質問でございますが、通常の浚渫につきますと、水害時の土砂災害による浚渫について申しますと、一般的に、今、維持浚渫というふうなものと言います。災害による土砂除去のための浚渫との違いは、維持浚渫とは、計画水深を維持するための工事が通常の浚渫でございます。

次に、災害による浚渫とは、その災害により流入した土砂等について除去するもので、この場合は国の災害復旧事業等にて実施する場合もございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありましたが、吉富町、申請をしてみればどうかわからなかったというふうなことを聞きました。本来、補助金、助成金、交付金というものを使った事業しかやってこなかったかと言われるぐらいの町が、せっかくあったものを申請しなかったというのは、ちょっと私には甚だ疑問に思います。

そして、数年前、耶馬溪で甚大な被害が起きた土砂災害がありました。私の子どもの同級生のおじいさんも亡くなって行方不明のままです。そのときに、吉富町では、すぐに1億円を予算計上して臨時会を開催しました。そのとき、我々議員としては、なぜ、こんなに大きなお金が必要なのかというときに、町の説明では、航路とは町の動線であり、復旧は町の責務であると。だから、これはいかしても通してくれということでした。ですから、我々議会としても全会一致で通しました。

そのときから考えて、今回はあまりにもおかしいと私は思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 休憩前に町長よりちょっと発言の許可を求められましたので、許可をいたします。町長。

○町長（今富壽一郎君） 先ほどの丸谷議員さんの御質問で、地域包括ケアシステムについて、お答えをいたしました中で、ちょっと正確でないお答えをいたしましたので訂正をさせていただきます。

私が2025年に向けてシステムを確立するというふうにお答えいたしましたが、2025年に向けて平成30年にシステムを確立することが正しいお答えというふうに変えていただきたいというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、暫時休憩いたします。

再開は13時10分からです。

午後0時13分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 皆さん、済みません。午前と午後2回にわたって質問させていただきます。

災害及びミサイル攻撃による避難について。

毎日のように報道されています北朝鮮による弾道ミサイル発射などに関して、町内には頑丈な建物が少なく、近くにはありません。その上、地下もない吉富町でミサイル攻撃などによる避難が必要な場合、どのように行動をすればよいのか、また町民の身の安全を確保するため、その対策と対処方法についてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

国においては、先日9月14日にJアラートでミサイル情報を伝える文言を見直しました。見直す前は、「頑丈な建物や地下に避難してください」と呼びかけていましたが、見直しにより、「建物の中、または地下に避難してください」というふうに見直されました。頑丈な建物や地下がないところはどうすればいいのかという声から見直しを行ったようでございます。

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾するため、時間的猶予がありませんので、とにかくミサイル発射時の国民保護サイレンを聞いたら、すぐに建物の中に身を隠す、建物の中にいるときは、窓ガラスから離れたところにとどまり、外に出ないということを実践してほしいと思っております。

幸い吉富町では、6月12日に弾道ミサイル攻撃を想定した避難訓練を行い、実際に国民保護サイレンを町域全体に流し、町民の皆様にご覧に聞いていただいたところでございます。現在、国民保護サイレンが鳴る可能性が高いのは、ミサイル攻撃を受けたときでありますので、あの不気味なサイレンを聞いたら、すぐに建物の中に身を隠すことを覚えておいていただきたいと思っております。

ミサイル攻撃に対する対策は、ハード面で、例えば地下を整備するなどといったことは、なかなか現実的に難しいので、適宜訓練を行ったり周知啓発を行ったりというように、社会情勢を注視しながらソフト面の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、説明がありました。やはり国としては頑丈な建物の中、いわゆる普通の建物の中、もしくは地下に避難してくださいというふうになっていますが、吉富町で地下というものは多分存在してないのかなと思います。

その場合に、吉富町の場合、例えば建物の中に入ってくださいといっても、例えば野良作業などを行っている最中に、例えば建物の中に入れてといっても厳しいものがあると思います。小学生・中学生については、通学の経路、例えば大人にしても買い物行ったり病院に行く途中、さまざまな場面で野外での遭遇する形が大変多いと思います。もちろんこのミサイルが来ないことが一番いいことなのですが、想定外というものは、あくまでも自分たちの頭では考えられませんでしたという言葉ですので、そういうことをやっぱりやってはいけないんで、いかなる場合であっても、そういうことを考えた上で、最悪の場合を考えたことが、これが町民の安全に寄与することだと思います。

それで一つ、まず私からちょっと確認をしたいのが今回の質問であるんですが、吉富町では水路、側溝、そういうものが大変多くあります。特に田んぼが多いこの吉富町では、さまざまな部分で、いつも建設課のほうから水路の予算出てます。さまざまなところにあります。

この水路の中というのは、ある意味、シェルターと同じような扱いと受けられるんですね。というのは、地上での爆風に関しては、水路の中である程度避けることができる。そして、さらに水が張っている場合であれば、NBC関係のいわゆる化学兵器ですね、こういったものを除去する、そういうことも考えられる。

これ一部の学者さんが言われているんですが、いざとなったら田舎の方は水路に逃げてくれと、中に飛び込んでくれということを行っている方もいらっしゃると思います。これはある程度、私はいいいことだなと思います。一般のただ地面に伏せるだけよりも、少なくとも一次被害を避けられることがあるんじゃないかと。

この辺について、例えば総務課のほうですとか防災関係のほうで検討する余地があるのかないのか、それはもちろん産業課と連携したりして水路マップみたいなものもあったり、いろんなところがあると思います。そういったことを検討する予定があるかないか、検討してもらえないか、ちょっとその辺についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） ミサイルの国民保護サイレンを聞いて、近くに適切な建物がない場合は、国においては物陰に身を隠すか、地面に伏せ、頭部を守る行動をとってくださいというふうにされております。今のところ国のほうからの、その際の有事の際の行動の指針の中には、水路に避難するということはありません。でありますので、一部の学者さんがそういうふうにおっしゃっているのかもしれませんが、今のところ、正式に国のほうからそういった身の安全をとる確保の行動についての指針が出ておりませんので、今のところ、町としては検討するということはありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いていきますけど、国のほうの想定というものは、あくまでも全国的に見た想定であって、吉富町というのは、吉富町に合った想定というものをする必要があり、と思います。

例えば、幸子上のほうですとか、界木のほうですとか、田園風景が広がっていますね、今吉のちょっと上のほうですとか。そういうところで、じゃあ安全、例えば何か建物の陰とか起伏があるところに隠れてくださいと言っても起伏はない。そういう場合に、最も適しているのが、頑丈であるコンクリートづくりの水路であると思う。

もちろんその中に入ることによって、溺れたりとかいろんな危険はあるかもしれませんが、少なくとも爆風からの被害は一時的にはよけられるというのが考え方なんです。これはもう今すぐ検討してくれとは言いませんが、まずこういうことも頭に入れて、吉富町の場合は、国の指針はもちろんあるんですが、吉富町に合った被害想定、そういうものが、いわゆる想定外という言葉を生まないんじゃないかなど。いざとなったときには、いかなる方法をとってでも身の安全を守るということをするには、そういうものも活用してほしいと思います。

続いていきますね。局地的集中豪雨や氾濫など、鉄砲水などの水害時は、どのように行動すればよいのか、毎年行われている避難訓練での避難所へ行くことが困難な状況の場合や、またその対策と対処方法についてをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

水害対応は、本町の地域防災計画に基づき、河川水位や気象庁から出される警報等の情報に応じて、役場職員、消防団、防災関係機関などが連携して災害対応を行います。河川氾濫危険水位に到達する、または土砂災害警戒情報が発表されるなどといった状況になれば、対象地域に避難勧告等を発令し、住民の皆さんに避難行動をとっていただきます。

避難の場所については、全部で12の避難所がございますが、水害時の避難所は10カ所となっています。災害の規模により、避難場所が変わる可能性はありますが、一時的な避難の場合は、多数の避難者の受け入れができる小学校体育館がメインの避難所となると考えられます。

町から避難勧告等を発令することは、まれではありますが、これらの情報を発令した場合は、被害が発生するおそれがある、または既に被害が発生しているといった緊急時でありますので、迅速かつ正確な避難行動をとっていただく必要があります。

これら避難勧告等の避難に関する情報は、町の防災行政無線及び緊急速報メールでお知らせしますので、災害時に流れる情報を正確に読み取れる知識を身につけていただく必要があります。いざというときに、迅速かつ正確な避難行動をとっていただけるように、普段から水害ハザード

マップを確認するなどして、避難経路などの確認等をしていただけるよう、定期的に広報に掲載したり、防災講演会や防災避難訓練などの機会に呼びかけをしたり、啓発を図っているところがございます。

これらの災害に関する知識を、全町民が習得することは、一朝一夕にはいきませんが、毎年開催している防災避難訓練などの機会を利用して避難行動を実践していただくなど、被害に対する認識を高めていただき、いざというときに自分の身は自分で守れるように、さらには家族や近隣の方々と一緒に生き延びるための行動をとれるようになっていただけるよう、これまで以上に防災対策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今いろいろ説明がありました。全国で、今集中豪雨による、豪雨災害による水害というのは多々テレビなんかで放送されているわけですが、その中でよくお聞きするのが、行政のほうが、避難勧告、避難指示、避難警報など出すのが遅かったというか、ここまで早く水がふえるとは思わなかったというようなことで被害が広がっていることが、よく見受けられます。

ですから、この水害については、特に、今吉富町の場合は、小学校を避難所の訓練という形で毎年行っています。しかし、実際に吉富町の旧10号線より上の方にとっては、水に向かって降りてくるという形になってきます。これについては、毎年、参加される自治会のほうからも疑問符がされています。これは私、前回の一般質問でもやっていますけど。

それを踏まえて、今後、ちょっとその辺を、水害のときはあらゆる形でいけるような形で、こういう想定をされ、なおかつ先ほどの同僚議員のときに、ハザードマップを見直すということも言われていましたので、そういうことも想定したハザードマップにつくってほしいと思うんですが、そういうことはお考えでしょうか。

というのが、前にも言いましたが、例えば、豊前、中津、上毛に逃げる方策も踏み込んだようなハザードマップとしてつくる予定があるのか、ちょっとその辺についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防災訓練の場所を吉富小学校にしているというのは、もう従前から回答していますように、お答えしていますように、町域全体で一緒にするというので、小学校が一番集まりやすいということで、そこにしております。

議員おっしゃるように、議員も地域防災の会議に出席されて、その中で、よくそれぞれの町、地区地区に即した避難所を活用すべきだというふうな意見をいただいております。そのときに常に言っているのが、そういったものは地区で独自でやっていただければありがたいですと言って

おります。今もそういうふうに思っております。

今後つくるハザードマップにつきましては、今、福岡県が佐井川の災害について想定をしております。山国川河川事務所を中心に協議会を設けております。その中で、今までは山国川だけの氾濫に対する対策をとっていたんですが、これだけじゃだめだ、やはり県が管理する河川にも想定を広げて、そこで同時に協議をしないと意味がないんじゃないかという話になりまして、ことしの3月だったですかね、5月だったですかね、5月に、その名前をまさに変えたところ。前は、山国川水系——ちょっと今ないんですね。

まあそういったところで、今までの山国川水系のメンバーで行っています。そのメンバーには、中津市、上毛町、吉富町が入っています。残念ながら豊前市が入ってないんですね。ですから、豊前市も交えたところで話をしないと、佐井川についてはどうかなという意見も出ているんですが、今回の場合は山国川と佐井川が氾濫した場合、複合的な氾濫が起こった場合にどう対応しようかというところをメインに話していますので、上毛町とは協議を一緒に進めております。

ですから、ハザードマップの中に、上毛町に避難するというのが載せられるかどうかというのは、ちょっと今わからないんですけども、上毛町とは協議を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて参りますが、今言われたように、本当は豊前市が入ったほうがいいんでしょうけど、少なくとも今の時点では、吉富、中津、上毛でやっていると。ハザードマップに載せられるかというのも、確かに上毛に逃げてくださいということはハザードマップに載せにくいと思うんですが、何らかの形でわかりやすいような表記ができるように、ちょっとお願いしたいと思います。

続いての質問に行きます。町での今後の訓練ですね、先ほども言われましたが、今までずっと吉富小学校でやっておりますが、今後の訓練は、今答弁一応ありましたが、今後もやはり小学校を中心でやられるのか、またその場合、今回はミサイル訓練というものが今年度6月から始まっております。吉富町が県下で初めてだったと思いますが、こういったものも踏まえた訓練になるのか、その場合はどういう形になるのか、ちょっと今の時点でわかるのであれば、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

毎年やっている訓練は、水害に対する訓練でありますので、今回もミサイルに対する訓練は行いません。ただ、吉富町が九州で2番目なんですけども、国とタイアップしたのは初めてですので、そういったところでもございますので、そういったブースを設けられればなというふうに思

っています。

毎年行っておりますので、やはりマンネリ化したらいけないなと思っていますので、毎年新しい何か目玉といいますか、いったものを持っていきたいと思っています。ことしについては、そういったブースも設ければなというふうに今現在検討をしているところでございます。今後も、やはり吉富小学校でしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） では、次に行きますが、ミサイル訓練というのは、災害訓練のときにやるには少しハードルが高過ぎるのかなと思います。ですから、そういったブースになるのかなと思うんですが、よくテレビで、日本まで着弾が7分とか9分とか言われていますが、あれは一応東京を中心にしたカウントであり、皆さんも御存じのように九州が一番近いところですから、実際には5分程度ではないかと言われています。特に今使っている弾道ミサイルというああいうものが飛んできません。スカッド程度が飛んでくるので、もっと早い時間で飛んでくると思いますので、それに合わせた訓練も、吉富町の訓練に取り入れてやってほしいと思います。

3番目に行きます。町職員の勤務実態についてお聞きします。

今や世間では痛烈に非難されているブラック企業と、公職であり、地方行政組織である町役場は違うと信じておりますが、役場、町職員の職場内の出退勤時間と時間外申請、いわゆる手当てですね、それらについてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

職員の時間外勤務については、吉富町職員の時間外勤務等の取扱要綱、これ平成21年につくっているんですが、この訓令の規定に沿って行っているところでございます。

時間外勤務は、所属長の時間外勤務命令に基づき勤務するもので、時間外勤務手当は、その正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して支給されるものでございます。当然、所属長の命令ですので、所属長が把握し、週休日の勤務については振り替えを行い、休日を確保するなど、適切な人事管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、所属長による命令による残業という形でやっているというふうにお聞きいたしました。

そこで少しお聞きしたいんですが、吉富町の場合は、この階段の下ですかね、タイムカードがあります。このタイムカード上での出退時間ですね、いわゆる出入りした時間と、今所属長が命

令を行った、いわゆる時間外申請というんですかね、そういうものとの差異、いわゆる超過時間との差異はどうなっているのか、それは把握されているのでしょうか。実態がどうなんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、時間外勤務は所属長の勤務命令に基づいて行っております。勤務命令がなくて残っている職員もいるようでございますけども、仕事をしているのか、あるいは仕事以外のことをしているのかというのはわかりません。そういった把握はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと先に行きましようかね、時間も余りありませんから。

では、月、いわゆる月内ですね、及び年間の時間外上限ですね、勤務手当やいわゆる三六協定など取り行っていると思うんですが、と、職員間、いわゆる部署内によるこの実態ですね、その差異というものがあるのかないのか、それらについて把握されているのかお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

月及び年間の時間外の上限ですが、非現業の地方公務員は、労働基準法36条による協定には該当しませんが、目安として、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準で定めるところの一月45時間、1年では360時間ということが目安としております。

職員間、部署による差についてですが、担当する業務により差がございます。例えば、総務課ですが、昨年度は参議院選挙、漁業調整委員選挙と2つの選挙がございました。特に参議院選挙については、期日前投票の期間が長く、時間外勤務も多く生じます。もちろん他課の職員にも手伝っていただきますが、担当課の負担はやはり大きいところでございます。

また、総務課には災害対応があり、災害が発生するおそれがある場合は、職員初動マニュアルに基づき職員を配置する必要があります。昨年度は、熊本地震対応、大雨警報対応が5回、台風12号、16号、18号の対応がございました。幸いにも大きな被害はなかったんですが、第1配備となると総務課職員、第2配備となると産業建設課職員の出勤回数、待機時間は多くなります。

このように他の部署でも同様でございますが、臨時的、突発的な業務が生じると、時間外勤務で対応せざるを得ないところがございます。

なお、昨年度の実績では、参議院選挙、漁業調整委員選挙、災害対策は、7月・8月に集中し

ており、一月45時間を超える職員はおりましたが、1年間の上限である360時間を超える職員は一人もいませんでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今いろいろお聞きしたんですが、例えば職員の中で、いわゆるボランティアという形で強要をされたり、または業務命令、残業命令ですね、先ほど部署長が申請をして行うと言われたんですが、さっき把握はされていないと言いましたが、事実上の超勤というものを見過ごしていないのか、それらについて把握されているのか、もう一度お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 勤務に対しては、時間外手当を支給していると思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この件を聞いたのは、役場というのは若干、本当にここは吉富町は少ないです。現状、今70人近くで、実態、この役場の中における人数は60人弱、60人もいませんよね、教務課などを除くと。その割に一生懸命仕事をやられていると。特に、新卒とかいろいろ入りながらも退職者、常にいろんな部署が人が足りない、人が足りないと言って臨時の方を入れたりしていますので、そういう負担が行っていないのかどうかについて、ちょっと確認をするために今回質問をいたしました。

この件については、また改めてやりたいと思いますが、今回は少し時間が余りましたが、午前と午後2回に分けていますので、もう皆さんもお飽きでしょうから、これで質問を終わりたいと思いますが、最後に、先ほども言いましたが、基金の使用、使途というのは、基金の目的というのがあります。その目的というものは、本来そこに従事する方々にとって必要なものに使うべきだと思います。特に、後世に残すべきものが基金であり、それを現生の間人たちが好きなように使っているものではありません。そのことを十分踏まえた上で行政運営をしてほしいと願い、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 議員席1番、中家です。それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。今回は、漁業振興についてと、吉富町の奨学金制度についてお尋ねしたいと思っております。

まず、漁業振興についてですけど、きょう午前中から午後にかけて、いろんな形で漁業に対する質問等がございました。私は、本来の漁業振興について、本日、主に質問したいと考えており

ます。

まず、①の過去の吉富町の漁獲量の推移をお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、過去の漁獲量の推移についてお答えいたします。

過去の漁獲量の推移につきましては、平成12年から平成27年までの間の漁業協同組合から提出された漁獲量のデータを見ますと、漁獲量の減少幅が大きいのは、やはりアサリの漁獲量でございます。平成12年は3,000トン、平成13年度で3,200トンの漁獲量があったのが、平成14年は647トンと大幅に減少し、以降、平成27年までの間、年間十数トンの漁獲量に減少しております。

その他の魚種の漁獲量につきましては横ばい状態ではありますが、クルマエビ、ガザミ等は放流事業の効果からか、漁獲量は100トンから300トンを推移している状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） アサリは特に減っているということございまして。アサリに関しては、過去、トビエイの特別な駆除等が、七、八年ぐらい前から何年かあったと思いますけど、それに関して効果がもしわかるようでしたらお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） アサリの食害につきましては、ナルトビエイの食害もあるというふう聞いておりますが、それ以外にもいろんな要因があるようですが、ただ特定ができていないという状況であります。

例えば、伊予灘から流れ込む塩分濃度が高くなったとか、この瀬戸内、周防灘周辺が、下水道が整備されたことによって逆にきれいになったとか、いろいろな要因が言われておりますが、ただアサリが減少したことについての特定した原因というのがつかめていない状況にあります。アサリが減少しております状況から、一昨年、おとしぐらいから、かぐや方式であるとかネット方式によってアサリの稚貝を採取し、成長させ放流するということの事業も進めております。

幸い、吉富沖につきましては、県の試験場も、吉富はほかのところに比べても成長の度合いがいいと、これをもう少しふやしてもというような指導も受けておりますので、今後引き続きそういった事業を行えば、アサリの資源がよりまた回復するのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 多分皆さんも御存じだと思いますけど、私、生産者ではござい

せんけど、漁業に非常に関係する仕事をやっております。私が27歳で家業を継いだわけなんですけど、30年弱、このある意味、水産業に関する仕事をしてきました。はっきり言って、これほどまでに、こういう言葉は使いたくないですけど、漁業が衰退するとは思っておりませんでした。それはもちろん吉富だけではございません。ある意味、日本の漁業が衰退したと思います。

国の話をしますと、日本は漁業国で、世界第2位の水産量を長い間保っておりました。現在は、大体6位ぐらいですね、世界的に見ても。それでもやっぱり漁獲量としては非常に減りました。そういう点を踏まえて、きょう私は議員として初めてこういう漁業対策について質問させていただきました。たまたまきょうは漁業関係の質問がいっぱい出たりしましたが、そういうことを踏まえて質問を続けさせていただきたいと思います。

全体的に、吉富だけではなくて、漁獲量、アサリは特にですけど、漁獲が減った理由ということで今ちょっとおっしゃっていましたが、魚種別に、もし、いい、ふえているというか、そういうのがあれば、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 魚種別で言いますと、先ほど答弁しましたように、ほぼ同じぐらいの漁獲量で推移をしております。放流事業によりまして、ガザミ、クルマエビ等が放流事業を行いました結果、平成12年度でいいますと、漁獲高が28トンが、最盛期でいいますと、平成19年に330トン、以降、その量を推移して、27年は若干落ちたのですが、100トンぐらいで、28年につきましては、ことし末から来年早々には、また漁業協同組合のほうから漁獲量のデータが来るのではないかというふうには思っておりますが、放流事業等の効果もあり、クルマエビ、ヨシエビ等については、漁獲高はふえているという状況にあるようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。それじゃ、②に移りたいと思います。

現在行っている漁業振興策をお尋ねしたいと思っております。具体的に金額等がわかればお伝えしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、現在行っている漁業振興については、今年度は泊地内の浮き桟橋の改修、それから継続的にクルマエビ、ヨシエビ、ガザミ等の放流や、アサリ資源復活のため、また潮干狩り観光を目的とした放流事業を実施しているところでございます。

特に、漁獲に関する事業につきましては、豊前・築上の栽培漁業の推進協議会の中で、町の負担金としては約80万円程度出資をしております。

また、アサリの資源回復につきましては、毎年250万円をアサリの放流事業として漁業協同

組合のほうに補助をしている状況でございます。そのアサリ放流事業の中で、昨年から観光用の潮干狩りとして放流した部分につきましては、多くの方が潮干狩りに来ていただき、喜んでいただいているというような状況でございますので、来年度以降も引き続きそういった事業をできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。

次に③に移りたいと思います。現在計画している事業、新しい事業がもしあれば、お尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 現在、新しく計画する事業としましては、直接的には漁業振興とはちょっとつながりませんが、現在、海岸の保全施設の診断業務を発注しております。これは陸地と海岸を、堤防ですね、堤防の診断を、一次点検をやっているところでありまして。一次点検の結果によっては、さらに詳細な診断が必要な箇所については二次点検が必要になってきます。その結果をもちまして、機能保全計画を策定し、海岸保全施設の補修、修繕等が新たに事業としては出てくるのではないかとこのふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 続けてもあれですけど、本当に実感して思うんですけど、魚がとれなくなりました。私たちの業界では、もう二十数年ぐらい前から大きなことが言われていたんですけど、中国の揚子江の中流域、長江ですね、三峡ダムというのができました。それが1993年に着工されまして、2003年から発電をして、最終的には2009年に完成したんですけど、これは世界最大の水力発電ダムです。要するに、世界で2番目の東シナ海の漁場の川をせきとめるという事業でした。

これは、現在では2,250万キロワットの発電量を誇っていて、中国の電力事業の2%を占めるほどなんですけど。どれぐらいの規模かという、九電の発電量が1,930ぐらいなので、九州電力以上の発電力を持ったダムが93年に計画されて、2009年からもう完全にできて、それができるころから業界では必ず日本の東シナ海近辺、特に西日本を中心とする漁獲高は半分もしくは3分の1になるだろうと言われておりました。それが既に今現実になっております。九州はもちろん、沿岸はもちろん、以西底引きや以東底引きの漁獲量は半減しております。こういうのが西日本、特に九州はすごい打撃を受けているというのが事実だと思います。

なかなかこれから今、脱却するのは難しいんじゃないかというぐらい漁獲量減っております。

後に、最後の質問で言いますけど、後継者の問題なんですけど、今、吉富町の漁協には78名の正組合員さんがいらっしゃると思うんですけど、私より若い漁業者さんは2人しかおりません。30代の方が2人ですね。あとは私と同年代の方が1人、あとは50歳代の方が果たして何人おるかというぐらいで。これから次の世代をつくるというのは非常に難しいと思います。農業の場合でしたら、法人化とか株式会社化して、別業界から、別の産業界から業態から入ってきたりして、大きな営農をするところも、実際この近くではふえてきておりますけど、漁業の場合でしたら、ほとんどこの豊前海ではほぼ無理だと思います。大きな集団で船団を組むところでしたら、若い船員さんたちを別のところから引っ張ってきたりとか、外国人の方に就業していただいて、新しい業態でやっているところもありますけど、吉富に限っていう限りでは、はっきり言って親が漁師じゃないと次の世代ができないというところまで来ております。これが今もう限界に近いぐらいのところだと私は思っています。

もし本当に行政として漁業を吉富に残したいと思うんなら、今どうにかしてやるべきだと思っております。近隣の例では、豊前市が若手に、漁業に対して大きなお金、資金を入れて、力を入れて、皆さん御存じであると思っておりますけど、「うみてらす」等で、それは県内県外から集客できて、そこに漁師がまた情熱を持って水揚げして、そこに直売なり店として出すといういいスタイルが近くにあります。そこまで急にするのは難しいかもわかりませんが、本当に将来のことを考えてやるなら今のうちしかないと思っております。それを踏まえて、最後に④に行きたいと思っております。

特に、後継者育成に関して、施策があればお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

町としましては、漁業後継者育成の具体的な取り組みは行ってはおりませんが、全国的に議員がおっしゃるように、漁業就業者の減少、高齢化が深刻であり、漁業を積極的に展開させるためには、新規就業者の確保、育成を促進することが重要な課題になっております。

このため、国においては就業準備段階における資金の支援を行うとともに、漁業の就業情報等の提供、漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催、就業に必要な実務研修等を通じ、経験ゼロからでも就業できる各段階に応じたきめ細かい支援を推進することで、漁業への円滑な新規就業体制の構築を目的として、新規就農者支援事業と同様に、新規就業者育成支援事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。何度も言いますが、本当に力を入れていって

ただきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

吉富の漁業者の方の水揚げ量といいますか、例えば何百万円以上水揚げしている方が何人とか、現状でそういう形で私たちに、もし言っていただけの範囲で結構ですけど、水揚げの面でどれぐらいの方々がどれぐらいの水揚げをしているかというのがお示しできるようでしたらお聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 個々の水揚げについては把握はしておりませんが、全体で申し上げますと、平成13年度は3億9,000万円の水揚げが実績としてあります。それが平成27年は4,800万円と、かなり大幅に減少はしております。それは中家議員がおっしゃるように漁獲量が減少している、アサリがとれないとか、そういったものが大きな要因ではないかと思えますのと、吉富はノリ漁場としては、たくさん生産者がおりましたが、現在は、その生産者が全て廃業しております。そういった関係もあって、漁獲量としては大幅な減少をしているのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今改めて数字を聞きまして、平成13年が3億9,000万円ですか、平成27年が4,800万円、14年ぐらいで2割までもない、1割ちょっとですね。すごい減り方だと思います。実際、平成13年度当時はノリをされている方が多分、吉富の中では6件ぐらいあったと思うんで、その方がそれなりの水揚げをされとった時代があったかと思えますけど、多分、漁業者の数としては、そんなに組合員数減ってないと思いますね。それがこれぐらいまで落ちていると。ノリあたりは100%売り方が確立されているところがあって、直売とか難しいところがあったかもわかりませんが、仮に実数でこれぐらいの数字としてあるのであれば、基本的にどうかなという落ち込みだと思います。

今、魚市場に出さなくて各地に直売をされる場所もあって、実際これよりは必ず多いだろうと思っておりますけど、改めてこの数字をお聞きしまして、深刻な数字だと思っております。

今、私ちょっと直売所ということもございましたけど、町として、そういう施設をつくるお考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけども。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 直売所につきましては、組合には直接そういう話はしてはおりませんが、漁港内に荷さばき所があります。そこで漁獲したものを町内の方に提供してはどうでしょうかという御提案はさせていただきました。それは時期的なものもあるので、それは検討するというところで終わっておりますが、仮にそれが実現して、それをもう少し規模を大きくするた

めに、そういう直売所が必要であれば、町としても検討する必要があるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） いろいろお聞きしましたが、まず本当に漁業を吉富町として残すお気持ちがあるんだったら、本当に今だと思っております。きょう午前中から漁業協同組合とのお話等もいろいろございましたけど、それはもちろん大事なことでございますけど、そのことを踏まえた上で、将来の吉富町の漁業を守るということで、ぜひいろいろ考えていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、次の項目に移りたいと思っております。吉富町の奨学金制度についてお尋ねしたいと思っております。

まず①の過去の利用状況についてお尋ねしたいと思っております。よろしく願います。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

過去5年間の利用状況でお答えをいたします。新規貸付、継続貸付合わせまして、平成25年度は大学生等で31名、高校生3名の計34名。26年度は大学生等30名、高校生5名の計35名。平成27年度は大学生等31名、高校生2名の計33名。28年度は大学生等が33名、高校生3名の計36名。今年度が大学生等のみで22名となっております。このうち、新規の貸し付けは25年度から28年度まで毎年10人前後で29年度、今年度につきましては3名となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今の状況について、何か問題があれば教えてほしいと思っておりますけれども。問題点があれば。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 事務局としては特に問題点はないというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） それでは、②の制度の具体的な内容をお尋ねしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 制度の内容についてお答えをいたします。

まず、この制度につきましては吉富町奨学金条例、同施行規則におきまして、内容は規定しているところがございます。まず、貸し付けを受ける者の資格といたしましては、奨学金の受給申請者または当該申請者の保護者または後見人たる世帯主が2年以上吉富町に在住し、他の奨学金の受給をしていない者。次に、高等学校または大学に進学、または在学する者で学費に困窮をしている者。そして、身体強健、学業優良にて品行方正、思想堅実なる者ということになっております。

次に、貸付人員と貸付金額ですが、大学生等で毎年40人以内で、貸付金額が月額1人当たり4万5,000円となっております。高校生が15人以内で、貸付金額が月額1万8,000円となっております。

次に、貸付期間ですが、貸付期間につきましては奨学生が在学する学校の正規の修業期間となっております。返還についてですが、町の奨学金は無利子での貸し付けとなっております、卒業の翌年から毎年6月及び12月の半年賦の均等償還ということで、貸付期間の2倍の期間での返還という規定となっております。なお、申請の手続き、連帯保証人の資格等につきましても、先ほどの条例、規則で定めております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） その中で、基金がだいたい4,700万円ぐらいことしの決算であったと思うんですけど、その推移がわかればお聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今、手元にある資料が26年度末と27年度末とございます。

26年度末で5,069万1,831円。27年度末で5,070万8,971円となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） この吉富町の奨学金の条例は昭和47年の4月から多分つくられていると思っています。おおまかな大筋は多分変わっていないと思っておりますけど、基本的に2年以上本町に在住して、他の奨学資金を受けていない方で、大学生から短大生等は40人以内で4万5,000円。高校生、高等専門学校でしたら1万8,000円で15人以内ということで、多分ずっと推移してきてるんだと思います。今奨学金は少し大きな流れが変わってきてあります。この中の吉富町の16条には奨学金は無利子とし、卒業の年の翌年から毎年6月および12月の半年賦均等償還により、返還する。その2項により、償還期間は貸付期間は2倍に相当する期間とするということがございます。要するに、奨学金を受けた方が将来働きだしたときに、負担になって、それが意味結婚したりとか子供を産んだりするときにマイナスになるんじゃない

ないかという議論が少しずつ今、されてきてると思っております。今、流れでいったら急速に支給型の給付金というか、流れがきておりますけど、それちょっと私がファイルしたところをちょっと紹介させていただきます。

これは、8月の朝日新聞に載っていた記事なんですけど、学生時代に借りた奨学金の返済を抱える人たちは子供が少なく、結婚や持ち家の取得も遅れがちであることが大分大学の教授らの調査でわかったという記事でございます。主な奨学金の返済期間は最長20年だが、返済の期間が長くなる人ほど人生設計に大きく影響しているという。文科省の助成を受け、昨年末、全国の25歳から44歳の1,600人にアンケートをしたところ、回答者の平均世帯年収は約650万円で、大卒、大学院卒は56%、奨学金を借りたことがある人は全体の2割ほどいたということでございます。回答者の世代を2つに分けて分析すると、子供の数や結婚しているかどうかの差は、奨学金を借りていない人や返済を既に終えた人との間で比べると35歳から44歳の層で目立ったということでした。平均の子供の数では、返済がある人の0.55人に対して、返済がない人は0.98人。未婚率の差は35歳、44歳の中でも男性で目立ち、返済がある人は57.1%が未婚、返済がない人は42.7%で15ポイント近い差があったということでございます。持ち家の取得では35歳から45歳では差がなかったものの、25歳と34歳では返済のない人のほうが、持ち家が多いという傾向が出たということで、新聞にも載っておりました。

要するに、働きだしたときに、返済がすぐ来るんで、なかなか家を買ったりとか結婚をしたりとか子供の数も少ないというのが出てきております。

吉富町の場合でしたら、考えられるとしたら、翌年からの分を少し延ばすとか貸付期間の2倍で返済するという事で長い間多分このままの状況が起こってると思っておりますけど、これをもし変更するようなお気持ちはございませんでしょうか。お聞きしたいと思っております。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今の中家議員さんの御質問については、今、町が行っている貸付型の奨学金の制度をいろいろ言われておる諸問題も踏まえて、給付型等に変更をという御質問だとは思いますが、今議会あるいは委員会の中でその件に関してお答えする機会がございましたが、同じようなお答えになりますが、今のところ吉富町としましては現行制度のまま給付型の奨学金ということは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） 今、課長がお返事いただきましたけど、9月7日の本会議で教育長は、今のところの給付型の奨学金は考えてはいないと。理由としては、基金が目減りするのと支給基準が難しいという御答弁いただきましたし、教務課長は総務文教委員会で今のところ考え

ていないという御答弁をいただいたと思っております。

ただ、これ行橋市は奨学金の条例案を6月の議会で多分可決しまして、月2万円の条件付きで来年度から実施するというを行ってきております。6月の定例議会でこれを市は条件付きで返還を免除する奨学金を設ける条例案を提案しまして、それは可決されました。それがもう来年度から、この近隣の町でも行われております。

ここ数日間で、昨年末ぐらいから給付型の奨学金というのは国策として急に取り上げられるようになりました。政府案として所得が少ない住民税の非課税世帯のうち、1学年当たり2万人を対象にということで、具体的な数字が出てきてまいりました。それが昨年の12月ぐらいでございます。18年度以降は、給付額は国公立大下宿、私立大自宅が月3万円。それより負担が軽い国公立大自宅は月2万円。最も負担が多い私立大下宿は月4万円という具体的な数字が出まして、予算規模は最終的に200億円程度というところまで数字が出てきました。それが最近ですけれども、一気に加速しつつあります。今回直近では衆議院の解散総選挙が行われるような流れになってきてまして、そのうちの2019年10月の消費税増税に伴う2%の増税分ですか、その5兆円のうちの、本来なら4兆円ぐらいを国債費、要するに借金を返すところに使われる。残りの1兆円を社会保障費の充実ということで、本来言われておりましたけど、ここ今月に入って急速に教育の無償化に持っていかうという具体的な案が出てきました。これはもうもちろん国としては必ずそっちの方向に行けば、将来今日本が抱えている少子化を打開する決定打にもなり得るというぐらいの私は施策だと思っております。

町長含めて吉富町は1万人を目指すということで人口をふやす施策を行っているわけですから、それは要するに子供たちを育てる、産んでもらう。要するに、吉富に移住してもらおうということも含めて、ある意味吉富がそういう点で一步ここら辺の自治体より進むためには給付型の奨学金も今のうちに考えていただければと思います。また、寄附の項目でも、特別会計にあらうかと思えますけど、多分ここ何年も寄附金としてあがってるのは多分ゼロだと思います。決算額でも1,000円の頭出しで実際はゼロだと思っておりますけど、それは町をPRするときこの使い道が決まった基金にぜひ寄附をしてくださいというのをもっとPRするべきだと思っております。町長は東京や大阪の吉富町出身の方に、いろんな方に町をアピールして、町を応援していただきたいということも前、言われておりました。今、ほかの小さな自治体でもふるさと納税という形で多くのある意味税収を、寄附をもらっているところもございますので、吉富町はそういう点では一步遅れているとは思いますが、新しい形で町をPRして次の世代をつくっていくことが非常に大事だと思っております。

それでは最後に、今後の計画をお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今後の計画という御質問ですが、今、中家議員さんのおっしゃった社会的な情勢であるとかいろんな部分、検討しなければいけないときに検討しなければいけない時期がきましたらいろんなことは検討してまいりたいと思いますが、今のところ吉富町といたしましては、現制度の中で自らが希望して高等学校、あるいは大学等へ進学する吉富町の子供たちが今後も安心して学業に専念できるように現奨学金の制度を安定的、継続的に実行していくのがまず第一かと考えておりますので、今のところは現制度をきちっと条例あるいは規則に則って運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中家議員。

○議員（1番 中家 章智君） わかりました。最後になりますけど、これで9月に議会もあと1日を残すだけだと思います。決算議会ということで課長さんたちもいろいろ大変だったと思います。今からは早ければもう予算を少しずつ考えてくる時期に入ろうかと思えます。吉富町の10年先、20年先をつくるのは私たちここにいる人が一汗も二汗もかいて、確実に前向きに進めていかなければならないといつも思っています。一人一人議員の皆さんも考え方も違いますが、目指すところは一緒だと思いますので、そういう意見交流をもっともっと深めさせていただいて、私はこう思う、私はこう思うということをもっともっと話し合う場をつくっていただきまして、来年度の予算にもいろいろ考慮していただければと思っております。

そういうことで、今日の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

.....

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。通告に従って質問を幾つかさせていただきます。

まず、圃場整備が、入札が終わりました。界木地区の圃場整備についてお伺いします。圃場整備のメリット、デメリットをお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、なぜ圃場整備を推進するのかから説明させていただきますと、農地の維持保全等、有効利用の観点から地方公共団体は農業振興地域の整備に関する法律第2条において、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並

びに当該農業地域について農業に関する公共施設その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとされていることから、推進するものであります。

それでは、圃場整備実施によりどのようなメリットがあるのかを説明いたしますと、一般的には水田区画形状の大型化や道路及び用排水路等の整備による作業効率の向上、農地利用の集積化、作業時間等の低減による生産コストの縮減、労働生産性の向上、水稲以外の麦や野菜等の作付による水田の効率的な土地利用が図られるなど、その効果によって農業粗収益の増加も期待され、また近年増加傾向にある耕作放棄地の拡大抑制等のメリットがございます。

次に、圃場整備によるデメリットではありますが、既に実施している土屋、鈴熊地区の圃場整備地区につきましては、水稲や麦が作付されておりますが、耕作上の問題は発生はしておりません。しいて圃場整備によるデメリットを挙げるとすれば、圃場の耕地面積拡大により水田への水張りに時間を要する程度ではないかというふうに思っております。

以上のことから、本町の農地を保全し、継続して営農するためには必要な事業であると考えておりますので、引き続き他地区においても推進をしていくこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） メリット、デメリットの中に農業収入の増加も見込まれるということがございました。

次に2番、圃場整備の現在から完成までのスケジュール、この界木地区の圃場整備の現在から完成までのスケジュールについてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

今議会におきまして、圃場整備の契約案件を議決いただき、本契約となったところでありますが、今後のスケジュールとしましては、まずは設計図書をもとに受け入れ業者による工程計画作成、並びに現地の確認測量を実施した後、本格的な工事着手となりますが、工事着手に先立ち、工事区域に隣接する家屋等が工事の影響で損害が発生した場合に、それが工事に起因しているのか判断するための資料として、工事着手前に家屋状況の調査を実施を予定しているところでありますが、もう既に作業を実施しております。また、その旨は関係者にもお知らせし、同席の上にも実施をすることとしております。

次に、文化財保護法で土木工事等の開発事業の届出等があった場合は事前に発掘調査を実施しなければなりません。その調査についても教育委員会が既に実施し、それら調査が完了後に本格的な工事着手となり、工事完了は来年平成30年3月23日を予定しております。圃場整備完了後はそれぞれの農家による平成30年産水稲の作付などが可能となりますが、並行して確定測

量、換地各筆明細書、清算金調書等の作成、土地改良法第5条第7項の権利を有する全てのもの
で構成する権利者会議開催、並びに換地処分公告後、法務局へ提出する登記嘱託書、確定図面な
ど作成等の事務が進めることとなります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今、聞きました。現在から完成までのお話を聞いたんですが、
3番目いきます。

現在、現地は草が生い茂っておりますが、この管理しないのでしょうか。それから、米の作付
がされていないことから農家の収入減になると思うんですが、この間の休耕田等の補償はあるの
かないのかお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

圃場整備区域内の農地につきましては、整備前、整備後もそれぞれの農家ごとにその所有権ま
たは耕作権がありますことから、農地管理はそれぞれの農家によって管理をしなければなりませ
ん。また、予定区域内の農地につきましては、今年度は作付ができないことは地元説明会でも説
明をしているところであり、工事実施の年は圃場整備区域内の農地面積相当分の作付が減少する
こととなりますが、関係者にはその点も御理解をいただいております。

なお、予定区域内の農地については、生産調整の対象農地とし、昨年まで水稻等の不作付とし
た農地への作付転換や新たに農地の利用権設定により農地を作地している農家もございます。

昨年度と比較しますと、作付面積は減少していることから単年度での農業粗収益は減少する
と思われませんが、工事区間中の圃場整備区域内農地の不作付によつての補償については圃場整備
事業においてはすることはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねしますが、だいたい6月、7月ごろからかかるん
だというふうに説明会では聞いたと伺ったという方もおりました。それで、その間の草の管理は
それぞれの耕作者が管理すると今、言われました。しかし、実際今、やってませんが、これはど
ういうことなんでしょうか。しなくてよかったんでしょうか。そこのところちょっとお尋ねしま
す。

それと、ちょっと入札の件が幾らでしたか出ておりました。その入札の中にこの草の処理代も
入っているんでしょうか、入っていないんでしょうか。今課長が言われたようにそれぞれの耕作
者が管理するべきだと言われました。それならば、それぞれの管理者がしてないっていうのは怠

慢なんでしょうか。それもあわせてお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、農地の管理ですね、それは当然所有者または耕作者が適切な管理をするべきですが、議員がおっしゃるように当初は6月、または7月に工事の発注をとということで農家の皆さんには説明をしておりました。補助の内示については、当然そのぐらいの時期にくるだろうということで私達は準備をしておりましたが、6月になっても国、県から何もなかったということで県に問い合わせをしました。そうすると県も農政局に問い合わせをしたところ、農政局も本省から全く何も連絡がないと。いつ内示をするかっていうのも回答することができないということがずっと続きまして、やっと7月の末に、内示を7月末ですという連絡がありました。結果的に8月ですね、それを受けて入札の手続きに入ったわけですが、本来であれば6月あるいは7月に既に工事が入っているわけですから、草の管理というのは当然工事の中でするわけですが、そういった間、先ほど申し上げましたとおり、当然農地はそれぞれの所有者で管理するべきだと。ただ、いつ工事が入るかわからないので、生産調整の対象とはさせていただきますと。今現在生えている草については、受注業者が圃場整備するに当たり、除草については業者が一般的にはやっておりますということで、業者が責任もってやりますという返事をいただいておりますので、今後は工事する前に除草作業は業者がすることとなります。

事業費の中、工事費の中には特段それは入れてはおりません。着手前の準備の経費の中で対応することになると思います。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） なかなか微妙な表現だった。経費の中っていうこの経費ってというのは、どういうことなんですか。落札業者の落札金額ではない会社の経費の中で、要するに会社が個人的にやってくれと、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 受注業者が言うのは圃場整備を実施するに当たり、草が生えている場合は業者が着手前にやりますと。だから、経費を工事費の中であるのか、または別途みるのかということではなく、業者が責任をもって表土を剥ぐ前に除草をしますっていうことですね。以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 入札は8月1日以降だったと思いますが、いつでしたかね。9月に入ってからかな。ちょっとその辺わかりませんが、この時点ではもう草が生えていたんですね。私、写真を撮りに行きまして、もう愕然としたんですね。こんなにありましたからね。それはどうということかなといろいろ考えました。今、課長のお話では業者が誰に発注するか知りませんが、

経費の中じゃないやりますということですから、要するにあの状態を見たならば、あ、これせならんなどということになると、入札にそれも少し加味するんかもしれませんが、要するに入札価格がもうちょっと安くなったんじゃないかなと私思うんですが、それよりも草刈りをあのままでよかったんでしょうか。例えば、今業者がやるとおっしゃいましたけれど、あそこは農業振興地域ですよ。あのところで、農業と関係なく、例えば環境の意味から、担当課長、瀬口さん、これはあのまま放ったらかしとっても問題はなかったんでしょうか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 環境の意味といますか、周辺住民の方から苦情等は別に出ておりませんので、別段問題はなかったと思います。（「なかったらいいわけ。いいんですか。本当。わかりました。じゃあ次に行きます」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） ④ですか。はい、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 次、4番にいきます。

工事総工費の財源内訳はどうなるのか。説明会ではどのように話されているのか。反当たり幾らになるのか。あわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

この事業は農業農村整備事業、農地耕作条件改善事業による補助事業を活用して事業を実施するわけですが、その事業の財源内訳としましては国が50%、町が40%、受益者負担として10%として地元説明会において事業負担に関することにつきまして説明を申し上げております。受益者負担金につきましては、最初の質問でありましたように、清算金の調書を作成し、そこで初めて受益者負担金の額が確定をしますので、今現段階では申し上げることはできませんし、地元説明会におきましても具体的な数字はお示しはしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 入札が終わりました。総工費が幾らだっていうのも、もう算出ができとるはずですよ。それでいいんです。それで、国が50%幾らくれる、町が幾ら、40%、受益者負担で地元の方が、誰がお支払いするのかちゅうのもあわせて幾らになるか試算があると思うんです。ぜひとも皆さん興味があると思いますんで、それをもう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 受益者負担金の算定に当たりましては、28年度に実施設計、それから換地業務、用地測量を実施いたしました。今年度は工事発注と。30年度につきましては、先ほどスケジュールの中で説明しましたように確定測量、各筆明細書、清算金調書等の作成、

それから登記、これを業務委託を発注する予定にしております。そういった部分も含めての清算金となりますので、その額が確定するまでは受益者負担金の額はお示しをできないということで、以前から申し上げてる次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 入札価格が出てますんでね。とりあえず確定の測量もせんといかんっていうのは聞きました。今の時点で受益者負担がお幾らになるのかっていうのは試算できると思うんです。私それ質問したんです。

○議長（若山 征洋君） それができないっちゅうんです。

○議員（7番 是石 利彦君） 何でできない。今のやつだけでいい。

○議長（若山 征洋君） どうなるん。産業建設課長。（「概算が何でできんの」と呼ぶ者あり）

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今現在、工事費だけを受益者負担金を算定したとしましても、その金額が農家にとっては確定した金額っていうふうな間違った認識をお持ちになっていただくこともございますので、きちんと確定した額が決まればその時点でお示しをしなければならないっていうふうに思っております。ですから、工事費だけをもって、受益者負担金を確定するっていうのは、今現在私は算定する必要ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 4番最後。先ほどから言うように、受益者負担がどれくらいかかるのかっていうのが1番関係者の方々は切実なことだろうと思います。この中で、こういう計画がありますよと。なら、いろんないい面もあるし、早くやってほしいということも地元要望であったと聞いております。いよいよ国やら県の内示もあったから、いよいよ入札に入るよということになりました。そういうことだから、受益者負担金が幾らになるかっていうことは、死活問題になりますよ。誰が払うのかっていうこともあるし、それについてどのような投資効果があるのかとかいうことも、非常に農業者にとっても大事なことだろうと思うんですね。そこをもう一度できませんか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圃場整備実施するに当たりまして、農家の方から受益者負担金という話はございました。先ほど説明したとおり、事業としては3カ年実施する予定としております。3カ年でかかった事業費をもって、受益者負担金が決定をしますということで、農家の皆さんには説明をし、御納得をいただいております。ですから、曖昧な金額を提示するっていうのはかえって農家の皆様方に御迷惑かけますので、最終年度の額を確定したときにお示しをさせて

いただきますということで、農家の皆さんにはわかりましたというお返事をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石さん、次5番。

それと、一言注意しときます。このままでいくと時間が足りなくなりそうですから、きちんと。

○議員（7番 是石 利彦君） 大丈夫です、大丈夫です。ここからスピードアップします。私、圃場整備、これだけです。

5番、土地改良法第3条の規定資格者とは誰なのか。また、界木地区に該当者はおいでのになるのか。お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、お答えいたします。

まず、土地改良事業実施に当たりましては、農業者の同意と申請に基づき実施することが原則であり、事業参加資格者の3分の2以上の同意により事業を実施することができ、土地改良法第3条で土地改良事業に参画する資格が定められております。では、資格者とはどのような者が該当するのかといいますと、土地改良法第3条第1項第1号では、農用地であって所有権に基づき耕作または養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者。第2号では、農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作または養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会に対し、その所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、かつその申し出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者。その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作または養畜の業務を営む者。第3号では、農用地以外の土地であって所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者。第4号では、農用地以外の土地であって所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあっては、その者。その他の場合にあっては、その所有者。とされております。

よって、法の定めにより界木地区においても3条資格該当者となる全員から同意書が提出され、国へ事業申請し、今年度、本工事の実施の運びになったものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ここは聞くだけ。

6番、圃場整備完成後のこの土地を利用する営農計画についてお尋ねします。農家への説明会で出ていると思うが、この点どのようにお話しをしてあるのかお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圃場整備完成後の営農計画につきましては、地元説明会で具体的な質問等は出ておりませんが、区画が整理され、道路や用排水路等が整備されることから現在よりも農地の集積化が進み、それによる労働時間の短縮、生産コストの縮減等の効果や水稲はもちろん、畑作物である麦の作付拡大に加え、高収益野菜など多品目の作付拡大がさらに進むなど耕地利用率向上が期待されること等を説明しております。なお、営農計画につきましては、平成30年産水稲から作付が可能となりますが、地区内あるいはそれぞれの耕作者によって計画するものであることから区画整理された圃場をフル活用し、農業粗収益向上につながればというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 営農計画ですから、農業者の収益が上がる。このところは全体で何町歩というんですか、何ヘクタールというんでしょうか。何ヘクタールでそこにどのような作付をするとどれくらいの収入が見込まれるか。そのために、ある程度、この見込まれるためにはどういう作付をするかと。先ほど何か少しちょこっと言っていただきましたけど、もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 圃場整備をして区画を整理すれば、現在例えば湿田化しているところが乾田化することによって、麦とか野菜とかの作物が作付ができます。農業粗収益の向上といたしますのは、それぞれの農家の方が営農計画をするわけですので、例えば水稲をつくった、麦をつくった、野菜をつくったからどのくらいの粗収益が上がるかっていうのは、当課産業建設課のほうでは把握はできませんが、皆さん方農家が言うのは、農地の利用が今までは単一作物であったものが、水稲、麦、あるいは水稲、野菜、あるいは野菜、麦とかいろんなそういった耕作の仕方が今後ふえて、利用の形態って言うのがいろいろと出てくるんじゃないかと思います。結果的に、農家の皆さんがそれをすいて、農地を多角的に利用することでそれは収益が上がるんじゃないかということではすね。ただ、作れば収益上がるかっていうと、当然作物ですから、それなりの手入れというのが必要になります。そういったものがなければ、逆に収益が下がる場合もありますので、その利用というのは、農業者みずからが収益上げようとするので、いろんな努力しなければならぬというふうに思っておりますので、どのくらい上がるかっていうのは、今、私にはお答えできる範疇にはございません。

面積はです、現在計画の面積が6ヘクタール、全体です。

で、道路・水路をつくりますので、田・畑を入れて5.4ヘクタールが、農地としてでき上が

る予定なっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 5.4ヘクタールで、収入増につながるという説明をされた。

伺いました。これをやると連作ができるんだと。夏は稲作から麦に変わるなり、麦から高収益の野菜をつくるとかね。何かそういうことができるよちゅ話は、伺っております。

収入増につながればよろしいかと思いますが、ここでもう一つ、整備後の宅地転用は可能かと。これちょっとお尋ねします。また、条件をつければ可能なのか。

それから、依然として減反政策は行われておるとは思いますが、この地区はどうなるのか。それをあわせて、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それではまず整備後の、農地転用が可能かどうか、ということでお答えをいたします。

圃場整備後の農地転用をですね、良好な営農条件を備えているまとまった農地や、土地改良事業等の対象となった農地は、第一種農地として区分されております。

圃場整備事業完了後も第一種農地としての農地区分には変わりはなく、国の農地転用許可基準では、原則、転用は不許可とされております。

なお、界木地区は、現在も一定のまとまった農地であり、また土地改良事業である圃場整備実施区域であることから、農地区分は第一種農地と判断され、現状においても農地転用は、原則不許可であり、また、農地転用許可の判断は県でありますので、圃場整備完了後の農地転用が可能となる旨の条件をつけることは、当然できません。

農地転用のことにつきましては、地元説明会でも同様の説明を行っているところでありまして、関係者の皆様には、その点を理解していただいた上での同意をいただいております。

なお、圃場整備区域内の農地を将来、宅地化する予定または計画がある場合は、換地計画におきまして、非農用地を確保することが可能であることから、界木地区においても、2筆、約1,000平米が配置をされているところであります。

それから、生産調整ですが、生産調整は各筆ごとに配分するものではなく、各農家へ配分するものであります。ですからその配分した生産調整面積を、どのようにするかというのは各農家に任せておりますので、圃場整備内の土地をどういう利用の形態にするかというのは、今現在は、私はわかりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、ちょっと時間もなくなって、配分がなかなか難しい。

2番ですね。小犬丸村中防災道路について、これは手短にお願いします。正式道路名と起点・終点を、幅員と全長もあわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず町道名は、町道大市屋敷線、起点は、吉富町大字広津282の4地先きから、終点、吉富町大字小犬丸153の1地先きまでの全長238.5メートル、平均幅員6.39メートルでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 総工費の財源内訳をお尋ねいたします。補助金額、町単独費あわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 大市屋敷線の道路新設工事に関する、工事の出来型としましては、1,100万6,280円。うち、国費が200万円。町単独費が900万6,280円でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のは、これは、何やったかな、防災道路の工事費ちゅことですかね。はい、買収費とかいうのは入っていないと。はい、結構です。

これは、平米当たりの単価は幾らになりますか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど申し上げました、事業費が、1,100万6,280円で、道路面積が853.5平米でありますから、平米単価は1万2,895円となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 道路計画は担当係が保管していると以前答弁しておりますが、現在は誰が管理しているのか、お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 産業建設課建設係において、その管理をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 延長道路計画は現在進行中なのか、来年度計画に挙がるのか、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この大市屋敷線につきましては、特に小犬丸下区の住民の皆様には、大市屋敷線ができて、「非常に便利がよくなった」と喜んでいただいているところであります。

当然、次の計画についても、関心を思っている方もいると思いますが、御存じのとおり次の計画につきましては、住宅が立ち並んでいることから、次の路線計画につきましては、時間をかけて、慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

地元自治会長には、どの方向になっても大変な事業になることから、しばらくは町で慎重に検討をする時間をいただきたいと、お願いしているところであります。

また、計画・策定に当たりましては、小犬丸下区住民の皆様にも御意見を伺う必要があるというふうに考えておりますので、来年度に具体的な計画案を示すことはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ここに関して意見を言いましょう。

この土地は、買収に不動産関係を入れました。で、こういう道路はやっぱり県道なり広い道についてこそ、意味があると思います。思いつきの道路ではないということをお示しいただいて、計画を示されるようお願いいたします。

では、ちょっと短くなりましたんですが、3番。学力テスト分析について、教育長ちょっとお時間短いんですが、申し訳ありません。

調査結果と分析が手元にあると思いますが、それをどのように取り扱うのか、教育長の分析とあわせてお示してください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） お答えをいたします。

4月に実施された全国学力学習状況調査結果が8月の末に出ました。既に御承知のこととは存じますが、この調査は6年生児童を対象に、国語と算数の学力調査と、児童と学校への質問式による学習状況調査からなっております。

学力調査につきましては、主として知識を問うA問題と、主として活用力を問うB問題からなっております。また、これらの調査の目的は、子供の実態把握と実態分析に基づく、学習指導の改善を行うことにあります。吉富小学校は、国語・算数ともに、全国平均に比べ、少し低い状況でございます。特に、知識を活用するB問題の正答率が低い傾向が見られます。

教科別に言いますと、国語では、目的や意図に応じて、話の構成や内容を工夫し、場に応じた適切な言葉使いで、自分の考えを話すことなどに、課題がございます。算数では、数量の関係を捉える内容に課題があります。いずれの教科にいたしましても、知識的なものよりも、思考力・判断力・表現力を要する活用力を高めることが課題として挙げられます。

これらの課題を克服するためには、学校が自校の課題を分析し、組織として、授業等において、どのような方策をとるのかを明確にしていく必要がございます。そして、それらを学力向上プランとしてまとめ、検証改善サイクルを確立することが、最も大切なことであろうと考えております。

教育委員会といたしましては、課題提示のあり方や、思考を促す場の設定など、具体的な授業改善の情報提供や、指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 組織として、明確な、何て言うんですか、策定、明確な方法を策定してということです。ぜひともよろしく願いいたします。

新聞報道ではありますが、実施されたアンケート結果の分析によれば、自分自身を認めている子供ほど平均正答率も上位にあると、政府の教育再生実行委員会は、「自己肯定感の向上」を掲げております。これについてのお考えを短くよろしく。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 議員おっしゃるように、自分自身を認めている子供のほうが、正答率も高いという傾向は、全国的に見られます。

しかし、今回の調査に限って言いますと、吉富小学校の児童に関しては、必ずしも、正答率との相関は見られない状況でございました。吉富小学校の児童の場合、正答率の高い子供が自己肯定感が高いとは限りませんでした。また、正答率の低い子供の自己肯定感が低いとは限らない状況でございます。

で、吉富小学校に目を向けますと、朝食を毎日食べているか等の生活習慣、家の人と学校の出来事、将来のことを話すか等の、家の人との会話やふれあい、学校の決まりを守っているか、いじめはどんな理由があってもいけないと思うか。といった、規範意識。さらには、家庭学習の時間などとの相関が、非常に高くなっている状況でございました。

次に、教育再生実行会議について申し上げます。同会議は、本年6月1日に、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」というテーマで、第十次提言をまとめました。ここで言う自己肯定感とは、みずからの価値や存在意義を肯定できる感情のことでございます。自己肯定感を高めることは、何事に対して

も意欲ややる気を引き出し、自分の存在価値を認識するという意味で、非常に大切なことだと思います。

そのためには、学校においては、日々の授業の中で、子供一人一人の自己肯定感を高めることが大切であると考えます。同時に、年齢や世代を越えた多くの方と交流すること、自然体験や文化体験、奉仕体験などの、さまざまな体験活動を充実させること等々が大切であると考えます。

これらのことは、学校はもとより、吉富町全体があらゆる場において、子供の自己肯定感を高める環境とならなければならない、それを実現していくことが大切であると考えております。今年度からスタートいたしました、学校運営協議会等のお力もお借りして、学校と地域が一体になって、子供の自己肯定感を高めるべく、支援をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 明快なお話しと思います。

前の一般質問で私の質問に対して、教育長は、「規範意識をつけたいと」おっしゃっていただきました。ぜひとも、そのように。

その中で、その次ですね、ふるさとの物語を子供たちに学習してもらって、「ふるさと愛」と言うかね、「ラブ吉富」、そういうものを醸成すると、今、教育長が言われたようなことにもなるのかなと思います。

そして、4番。続いて、幾つか考える課題のうち、教員の指導力、政策・施策はありますか。とありますが、2つあわせて最後、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 子供の学力向上が課題でございますが、学力を向上させるためには、それを支える教員の指導力の向上が、必要不可欠でございます。

現在本町では、県の福岡学力アップ推進事業を受け、吉富町学力アップ推進事業を展開しております。本年度につきましては、その一環として、夏季休業中に、小中学校の教員の全員研修の場を持ち、講師として、文部科学省で全国学力学習状況調査問題の作成と、分析の中心的役割を担った、福岡教育大学の磯部先生をお招きして、今求められている学力とは何か、学力問題の作成の意図、学力を高める授業づくり等について、講演をしていただきました。

また、教師の指導力を鍛えるべく、6月より独自に、吉富教師塾というものを開設し、現場の管理職や実践者、京築教育事務所の指導主事等を講師として、年10回の講座を開く予定でございます。既に3回実施しております。すぐに成果が見られないかもしれませんが、こうした取り組みを積み重ね、教員の指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 最後の最後で、非常にいい一般質問になったんじゃないかなと、
私は、思ってます。（笑声）

ありがとうございました。終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

————— . ————— . —————

○議長（若山 征洋君） 本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時59分散会